

毛織物	八、七〇一	三、〇三五	四、三二三	一
毛織物	四、八七四	三、六三五	四、四二〇	三
印刷料紙	一、七一〇	四八四	七〇四	不明
寫真用乾板	一、五〇一	一、二八〇	一四	不明
鐵	二七七	一、五二一	不明	鑛及金屬類 五、二二九
丸角、丁及アングル形鐵	二、九九五	一、六四五	不明	不明
厚七ミリ以下の鐵板	七、三四五	二、九二	不明	不明
鐵板(其の他の)	二、九二九	八、七五	不明	不明
葉鐵及葉鋼	六、四四一	八、一四九	不明	不明
屑鐵	六八〇	四、四四七	不明	不明
アルミニウム	一、三四〇	一、六二二	不明	不明
ニッケル塊及粒	九七一	五、七五一	不明	不明
銃砲及部分品	九七六	二、六二一	不明	不明
汽船	二、二一五	一	不明	不明
汽罐及部分品	一、二二七	一、二五二	三、七六六	一、九三一
内燃機關	一、二四七	一、八六六	不明	一一五
キャブスタンの他の捲上機械	一、〇〇二	一	一一五	不明
縫衣機	七、五六一	一、一〇九	五、八七九	二六
金屬工及木工機械	七四一	一、七〇七	二、八六八	五八六
紡績用機械	八、二五八	四、五二	一、九二五	五九
機械(其の他の)	五、〇一四	八、四七	四、八九五	不明
カードクローシング	一、〇九八	一、八二二	一、四〇二	五

機械部分品(其の他の)	二、八五五	一、九一五	一、九六二	船隻、軍用機、機械類を含む。九、八九八
通計	一〇四、四一九	五六、八六二	三八、七七六	二〇、四四三
其の他の物品	四八、五九〇	二五、五〇二	六六、九九六	三、七〇七
輸入總額	一五三、〇〇九	八二、三六四	一〇五、七七二	二四、一五〇

第五節 印度との條約改正交渉

第一款 印度に於ける關稅制度沿革

印度の主權は一八五八年(安政五年)「ヴィクトリア」女皇の宣言により東印度會社より英國の統治權の下に屬し、一八七七年(明治十年)より英國女皇は始めて印度皇帝と稱するに至つた。其後印度は一九一九年(大正八年)の印度統治法に基き英國皇帝の任命による印度總督により統治せられ、本國に於ては印度事務大臣の管轄に屬することゝなつた。第一次歐洲大戰後は漸次自治の範圍を擴張せられ一九三五年(昭和十年)及一九三九年(昭和十四年)の修正印度統治法に基き統治せらるゝことゝなつた。元來一九三五年の印度統治法は一九三七年四月一日より效力を發生せしめ、印度に聯邦制を布くに在りたるが、印度國民會議派に於て反對あり、之が實施を見ざる間に一九三九年第二次歐洲大戰の勃發を見るに至つた。依て英國政府は同年印度統治法に基く聯邦組織の實施を戰爭終了迄無期延期を宣言するに至つた。從て現在印度統治の根本法は一九三五年統治法と一九三九年の修正統治法との折衷により成立して居る。尤も英本國に於て印度の事務を處理する印度事務大臣は他の直轄植民地事務を統轄する植民大臣とは別個の存在であり、又右印度事務大臣の權限は印度に於ける自治の範圍増進に伴ひ漸次減少せしめられ居る。元來印度諸民族殊に國民會議派の要望は他の英國自治領と等しき程度に自治權を得んと欲するに在りしが、太平洋戰爭勃發の影響を

受け國民會議派中の主流たる「ガンデー」一派は早期獨立を要望するに至り、之が爲め昭和十七年（一九四二年）五月一日國民會議派の非暴力非協力の決議、及び同七月十四日ワルダ委員會に於ける印度よりの英國の撤退を要求するの決議となつた。其の結果同年八月九日には「ガンデー」(Ghandi)、「ネール」(Neyru)、「トチャット」(Assad)、「三主領株投獄となり、同十八年七月四日日本の支持を受け」「スバヌ・チャンドラ・ボーク」(Svas chandra Bose)、「一派は印度獨立軍を組織することゝなつたのである。

現在印度帝國を構成する全印度の面積は「一、五七五、三〇七平方哩（四億七萬九千平方呎）人口三億三千八百萬（一九三一年調査）政治組織より之を英領印度（British Provinces）と藩王國（Indian States）との二つに分れて居る。比の中英領印度（Indian Provinces）は十一の自治州（面積は六二、六七九平方哩、人口二五七百萬）と總督に直屬する五つの長官州より成り、自治州は「アッサム」(Assam)、「ベンガル」(Bengal)、「ヒンデル、オリッサ」(Bihar and Orissa)、「中央」(Central Provinces and Berar)、「聯合」(United Provinces of Agra and Oudh)、「パンジヤン」(Punjab)、「西北國境」(North-West Frontier Provinces)、「シンド」(Sind)、「ボンバヤ」(Bombay)、「マドラス」(Madras)であり、又長官州は英領ヘルチスタン（Baluchistan）、「クルグ」(Kurg)、「デリー」(Delhi)、「アジメル・メールワラ」(Ajimer-merwara)、「アンダマン・ニコバル島」(Andaman-nicobar)である。印度藩王の數は大小五百七十有餘の多きに上り（面積は外領（Agencies）併せ七一、〇五八平方哩、人口八二一萬）其の中「ハイドラバード」(Hydrabad)（人口千四百萬人）、「マインール」(Mysore)（人口七百萬人）、「バロダ」(Baroda)（人口二百萬人）の如きは其の人口及領土に於て容易に一獨立國を形成するに充分なるものがある。而して是等印度藩王國及長官州又は外領は原則として印度帝國として同一關稅地域に屬して居るが、一九三二年七月印度政府は「カニヒワール」(Kathiwar) 半島の各土侯國は關稅の適用上外國と看做すべきことを布告し、又一九三四年印度關稅法第

五節の規定に基き「カッチ」(Cutch) 地方を同様印度關稅法の適用外とし、更に一九三七年四月一日以降緬甸を印度より分離せしめた。尙印度陸境輸入貨物に對しては特別の關稅を課して居る。

斯くの如く印度は其の統治の形式上より言ふも自治州たる所謂英領印度と外領とも云ふべき長官州並に英國に藩屬的關係を有する土侯州とに分轄せらるるが、其の人種及宗教は更に錯綜を極めて居る。即ち人種及宗教に於ては印度教（バラモン教）を信ずる「ヒンズー」と稱せられ所謂印度人大多數を占むるも諸土侯王は概ね外來民族たる回教徒であり、又北西及中部パンデヤブ地方に於ては多數の回教徒住居し、其他シイク、パーシイ等の少數民族が各地方に雜居して居る。是等在印度各民族及宗教を一丸として全印度の統一を計らんとする「ガンデー」及「ネール」を首領とするところの國民會議派に對し、「ジンナー」を首領とする回教聯盟あり、更に純印度教徒の聯合を目的とする「ヒンズー・マハサバー」なる少數黨がある。前者の比較的回教徒の數の多き北部、中部諸州を聯結して回教徒を主流とする「パキスタン」なる獨立州を設立せんと欲するに對し、後者は純印度教徒のみによる獨立運動を欲して居る。此の兩者の分立運動に對し國民會議派は印度の統一的獨立を主張し居るが、會議派の主張する如く印度統一が成る場合に於ては勢ひ回教徒等の少數民族は印度教徒の爲め壓迫を受ける處ありとして其の數七、八千萬人にも及ぶ回教徒の反對は最も強烈なるものがある。其の間に立ち英國政府は所謂分離政策の下に回教徒等及土侯を支持し印度教を主領とする國民會議派の統一運動に對して寧ろ壓迫を加へて居る。要するに印度に於ては人種、宗教を異にする諸民族、殊に歴史的に見れば征服民族と被征服民族が同一地域に雜居し居ることが特色であり、從て歐羅巴に於けるが如く人種及宗教の異同を基礎として地域的に獨立國家を設立し右により所謂少數民族問題を解決することが甚だ困難なのである。更に印度教徒内にも所謂「カスト」の階級的區別あり、又一般印度土侯及其の要人は回教徒なるに對し被征服者たる一般人民は主として印度教徒に屬するが如き不便あり、斯くて印度は世界に類例なき統治困難なる場所と

稱せられ、其の間に立ち英國は是等複雑なる人種、宗教及各土侯間に生ずる軋轢を利用し平時は僅に二萬人に充たすと稱せらるゝ英國官吏と五萬六千人の英國駐屯兵とにより前記約三億五千に及ぶ印度全住民を統治し今日に及んで居るのである。

一八五八年（安政五年）東印度會社の統治權を英國王に移せし當時より一九一四年（大正三年）第一次世界大戰初頭迄印度に於ける關稅制度は自由貿易的収入主義に一貫して居た。即ち一八五八年當時に於ける印度の海關稅は外國輸入品に對し精製品に從價五分、原料品に從價三分五厘を課し、一般輸出品に對しては從價三分を課した。翌一八五九年（安政六年）財政窮乏救済の爲め輸入稅を從價一割に引上げたが右は専ら収入増加に在りたるが故に從來に於けるが如き英國產品に對する海關稅の半減を廢し爾後英本國產品に對しても外國產品に對すると同率輸出入稅を課するを以て原則とした。次いで一八六四年（文久元年）には一般輸入稅を從價五分五厘に引下げ、更に一八七五年（明治八年）には關稅の大改正を爲し一般輸入稅を再び從價五分に輕減し、輸出稅は其の大部分を廢止し單に藍、樹脂、米の三品に對してのみ從來通り從價三分を存置することゝした。次いで一八七八年（明治十一年）海關稅法（The Sea Customs Act）を公布し輸入稅に對しては上記精製品從價五分、原料品三分五厘の一八五八年當初の關稅に復歸し、輸出稅に付ては依然藍、樹脂、米の三品のみに對し上記低稅を課し、右以外に對しては全部免除することとした。其後自由貿易主義の風潮益々強く一八八二年（明治十五年）には綿糸布を含む輸入關稅の殆ど全部を廢止し、輸出稅に付ても之より先き一八八〇年（明治十三年）藍及樹脂に對する輸出稅を廢止し、米のみに對し一封度に付三ツシナの從量稅を課することゝなつた。

然るに其後一八九四年（明治二十七年）に至り銀下落の影響を受け留比の對外爲替相場下落し、財政收入著減するに至りたるにより之が増收を計らん爲め一般輸入品に對し再び從價五分の輸入稅を課し、只鐵鋼、鐵道材料、及機械類のみに對しては特別低率の輸入稅を課し、又綿糸は特に無稅輸入を繼續することゝした。綿布に付ては内外産平等待遇を爲すの趣旨を以て外國輸入品に對し從價五分の輸入稅を課すると同時に印度産綿糸布に對して從價五分の生産稅を課することゝした。右に對し「ランカンシア」當業者は満足せず、輸入稅引下げを運動したるに付其の結果一八九六年（明治二十九年）綿布の輸入稅及内國産生産稅共從價三分五厘に引下げることゝなつた。尤も其後印度に於ても特に外國政府より生産獎勵金を受くることゝ砂糖に對しては之を相殺するの目的を以て輸入稅を増課するの制度を一八九九年（明治三十二年）以來採用し、之を獨塊等より輸入の甜菜糖に適用することゝした。

上記の通り第一次歐洲大戰前に於ける印度關稅は輸入稅に付ては從價五分を基礎とする收入關稅主義を採用し其の除外例として綿布（從價三分五厘）、鐵鋼等に對しては更に低稅を課し、又綿糸に對しては之を無稅とし、外國産綿布輸入稅との權衡上印度産綿布に對しては從價三分五厘の生産稅を課したのである。歐洲大戰の結果印度政府に於て財政上の負擔益々加重するに至りたるに付増收を得んが爲め一九一六年（大正五年）關稅の根本的改正を行ひ從來從價五分なりし一般稅率を七分五厘と爲し、又特別輕減率を許與したる鐵鋼、鐵道材料の稅率を引上げたが、翌一九一七年（大正六年）に至り綿布の輸入稅をも七分五厘に引上げた。其の際は大戦中のことゝて國內紡績業者の運動效を奏し、印度産綿布に對する生産稅は依然として從價三分五厘に据置かるゝことゝなり、茲に始めて印度紡績は外國輸入品に比し從價四分に相当する關稅保護を受くることゝなつた。之れが爲め戰爭に基く綿製品の價格騰貴と相俟ち印度紡績は戰爭中非常に發達するに至つた。

然るに大戰後印度紡績は非常の不況を呈するに至り、又印度政府は未曾有の收入減に遭遇したるを以て一九二一年（大正十年）關稅大改正を行ひ綿布を含む一般輸入稅率一割一分に引上げ酒類、砂糖、燐寸等に對しては更に關稅の増率を行つた。此の際に於ても印度紡績業者の要望に基き綿布生産稅は從來通り從價三分五厘に据置かれ、益々保護的

色彩を濃厚にしたが、翌大正十一年に至り再び財政上の必要と自國産業保護を目的とし一般輸入税率を従價一割五分、鐵鋼、鐵道材料を従價一割に、砂糖を従價二割乃至二割五分に、石油は一ガロン「アンナ」に引上げ、更に一八九六年以來無税なりし外國産綿糸に對し一九二七年（昭和二年）九月迄を期限として輸入税従價五分を課することとし他方内國産綿布の生産税は其の儘とした。尙輸出税に付て前記大正五年に於ける關稅改正の際米に對し従價五分の従價税を課する外（翌年更に右税率を倍加す）、茶にも輸出税を設定したが（一九二七年以後廢止）、更に一九一九年（大正八年）に至りては皮革工業保護の爲め生皮に従價一割二分の輸出税を課した。尙右生皮の輸出税に付ては始めて英特惠關稅を設けることとなつたことは注意を要する。

蓋し第一次歐洲大戰開始後印度に於ける財政自主論は昂揚し、保護關稅の要望を抑壓すること困難となりしが爲め一九一九年（大正八年）の印度憲法改正となり、右改正の結果英國に在る印度事務大臣は印度の財政事項に對しては印度中央政府と印度議會との意見一致せる場合には之に干渉せざることとなつた。依て爾後印度は其の財政政策に對し從來の如く産業の利益を保護せんとする本國政府の方針に掣肘せらるること大ならざることとなつた。茲に於て印度は事實上財政自主權を確保し得ることとなり、前記一九二一年（大正十年）の關稅改正に於て英本國當業者の反對を意に介することなく自由に保護關稅主義を樹立するを得たのである。一九二二年設立せられたる印度財政委員會（Indian Fiscal Commission）は大戦後に於ける印度關稅制度を調査研究することとなり、翌一九二二年右に關する報告書を提出したが其の要旨は次の如くであり又關稅調査會（Tariff Board）を設置し、保護を求むる産業を調査せしめ、右調査の結果に付政府及議會に對し意見を上申せしむることとした。

- 一 各産業に對し保護政策を採用し右保護の程度に付差異を設け國民負担を輕減すること。
- 二 關稅調査會に於て保護の要求を容るべき場合は當該産業が自然的利便を有するに拘らず保護せざれば將來全く發達する見込なく、又保護せば將來自立し得る條件を具備するものたること。
- 三 原料品及機械類の輸入は普通無税とし、又印度産業に必要な半製品は成るべく低率を課すること。
- 四 國防上必須にして印度に發達せしめ得る産業は適當に保護すること。
- 五 輸出税は財政收入を主目的とし極めて低率なるものゝ外平常之を課せざること、又穀物輸出制限の必要な場合は輸出禁止に依らず一時的輸出税の賦課を可とすること。

其後印度に於ては益々保護的色彩強く一九二六年（大正十五年）に至りては大正六年以來存置したる印度産綿布に對する生産税従價三分五厘をも廢止し、従價一割一分の外國綿布輸入税は其の儘之を据置きたるが故に茲に純然たる保護關稅的性質を有するものとなつた。又綿糸に對しては前記關稅調査會に於て審議の結果日本産品に對抗するの必要ありとして再び一九二七年（昭和二年）の法律により一九三〇年（昭和五年）迄從來の従價五分の輸入税を繼續することとした。尙之より先一九二四年（大正十三年）印度製鐵業保護法の期間満了となれるところ、之に代る對策を關稅調査會に於て審議したるが、其の結果從來に於けるが如き生産獎勵金の下付を廢し、一九三四年（昭和九年）三月迄滿七ヶ年間英國品に對しては一定の従量税若くは従價一割七分孰れか高き方の關稅を課することとし、外國よりの輸入品殊に造船建築材料及軌條等の如き相場の變動高きものに對しては英國品に對する關稅以外に更に特定の附加税を設けることとした。

次いで昭和四年の世界恐慌後に於ては世界の一般風潮に従ひ印度は益々保護主義となつた。即ち一九三〇年（昭和五年）四月印度紡績業を更に保護する爲め有効期間三年間とする綿業保護法案を議會に提出五月之れを實施したが、同法に於ては英國産綿布輸入税を一割一分より一割五分に引上げ、英國品以外の外國産品に對しては之を従價二割に引上げ、更に一封度の價格三〇「アンナ」以下の生綿布に對しては一封度に付一・五「アンナ」の従量税率を附加する

こととした。斯くて印度は始めて綿布に對しても英本國産品に從價五分方の特惠を與ふることとしたが、更に一九三一年（昭和六年）三月に至り綿布關稅を英國産從價二割、外國産品從價二割五分に引上げ、又前記一封度三アンナ以下の生地綿布に對する附加稅は之を $\frac{1}{2}$ 「アンナ」に引上げた。其の後同年九月十八日英磅は金本位を離脱し「ルーピー」對圓相場は平價百三十六「ルーピー」五六七のものが同年秋頃には百九十四「ルーピー」に下落し國內紡績は夫れ丈け有利となりしに付關稅引上げ問題は一時沙汰止みとなつた。

然るに同年末圓貨も亦金本位を離脱し而も其の下落率は磅貨に比し一層甚しく對印爲替相場も從て昂騰し百圓に付七十八「ルーピー」に下落せるが故に一九三二年（昭和七年）八月印度は之れに對抗せんが爲め一般外國綿布の關稅を從價五割に引上げをなし更に翌年六月より之れを從價七割五分に引上げたが、尙爲替暴落の爲め特別有利の地位に在る日本よりの輸入を阻止し得ざるものと認め昭和七年四月一日有効期限を三ヶ年とする印度産業防護法（Saltpetre and Industries Act.）を制定し印度總督は爲替の低落又は其の他特殊の事情の爲め特に低廉なる價格を以て輸入さるゝ外國産品にして國內産品と競争するに對し之を防衛する目的を以て差別的關稅を適用し得べき規定を設け而して同法律の下に日本産綿布に對し差別的高關稅を適用し得るの自由を得んが爲め同年四月十日付を以て日印條約の廢棄を通告した。其の他印度政府は其後一九三四年（昭和九年）四月纖維工業保護の爲め關稅を改正し生糸、絹糸、絹布、絹交織物、人造絹糸、人絹布、綿糸等の關稅を引上げたが、内綿糸に付ては五十番手の一般外國品從價六%四分の二、英國産品五%とし、内五十番手以下のものに對しては一封度に付外國産品一アンナ八分の七、英國産品に付ては一アンナ四分の一の最低從量稅を課することとし、人絹織物は外國産品從價五割又は一平方碼に付四アンナ孰れか高き方を課することとし、英國産品に對しては從價三割又は一封度に付二アンナ二分の一何れか高き方を課することとした。

元來印度は濠洲、加奈陀等の英國自治領と異り英帝國特惠關稅主義に不熱心にして當初は加奈陀、濠洲及英本國の方に於てのみ印度産品等に對し特惠關稅を與へ居たりしが其後第一次歐洲大戰を機として旺盛となりたる英帝國内に於ける特惠關稅の主義に漸次引摺られ先づ一九一九年印度皮革工業保護の爲め生皮革に對し輸出稅を設けたる際英國向けのものに對し特惠を設けたることは前述の通りであり、次いで一九二四年（大正十三年）の銑鐵關稅設定の際にも英特惠稅率を設けたるが、一九三二年（昭和七年）八月オタワ英帝國經濟會議の結果廢棄通告期間六ヶ月とする英印互惠協定締結せられ同協定に於ては對英特惠の範圍を擴張し、之を人絹織物、綿糸布、鐵鋼、燐寸の外玩具、諸機械器具等の品目百六十餘種に對し大體從價一割の特惠を與ふることを約し、同時に印度政府は英國政府に對し英帝國自治領の何れかに與ふるの特惠は英本國産品にも與ふべく且直轄植民地、保護領、「タンガニカ」委任統治地域、カメルーン及トーゴランド英委任統治地域に對しても英本國政府の要求ある時は英本國に與ふる一切の特惠を許與すべきことを約した。而して其後一九三五年（昭和十年）一月英印間に於てオタワ協定の補足協定締結せられたるが同協定に於て印度側は英本國に與ふる特惠を確認し之れに對し英國側は印度銑鐵の無稅輸入、英直轄植民地、保護領に於ける印度綿製品に對する特惠附與並に英本國に於て一定量の印度棉花購入を約束することとした。

第二款 印度一般貿易狀況

印度に於ては安政五年統治權を英國王に移せし以來明治十五年迄は精製品五分、原料品三分五厘と云ふが如き低率の收入關稅を課し、爾後明治二十七年迄は純然たる自由貿易主義を採用した。右明治二十七年には銀價下落を相殺する爲め再び一般物品に對し輸入稅を從價五分を課するに至りたるが、同二十九年には綿布の關稅を從價三分五厘とし、綿糸は無稅とした。右の如く歐洲大戰前に於て印度は大體に於て自由貿易主義を維持したるも、其の貿易額の増

進振りは顯著でない。即ち明治二十五年（一八九二年）に於て舊米弗換算七億九千八百萬弗なりしものが、大正二年（一九一三年）には十三億七千三百萬弗となりたるが故に其増加割合は一八二％に過ぎない。之れを英國の一六六％に比すれば好成績なるも、他の銀貨國たる支那の三三三％、日本の六〇二％に比するも、又英自治領たる加奈陀の四三八％に比すれば甚だ遜色あるものと言はざるを得ない。従て同期間に於て印度が世界總貿易額の上に占むる比率も四・六一％より三・六六％に下降した。尤も印度に於ては明治三十二年九月十五日金爲替本位を採用せる以前銀本位なりしところ、銀價は明治二十七年頃より暴落し始めたるに付印度通貨を以て標示する貿易額に於ては同期間に於て二四二％の増加を示して居る。固より之れを日本の同期間に於ける増加率八五〇％、支那の六一二％に比し甚だ遜色がある。

第一次歐洲大戰後の印度貿易の情勢は佛獨蘇等の在歐交戦國及支那の夫れに比しては良好なるも、日、米、加奈陀、濠洲等の新興交戦國に比する場合は勿論英本國の夫れに比するも成績不良である。即ち昭和四年に於ける印度の總貿易額は二十億七千四百舊米金弗にして大正二年に比するに一五五％の増率を示すも世界貿易額上に占むる比率は三・〇二％にして同期間に八五〇％に減率を示した勘定であり、又昭和八年の世界不況時の總貿易額は僅に六億四千六百萬舊米弗にして同上の比率も二・五三％に減少し第二次歐洲大戰前の昭和十三年にも總貿易額八億二千二百萬舊米金弗同上比率二・九八％に過ぎない。主要列國貿易額推移表及右諸列國が世界總輸出輸入額の上に占むる比率比較表をせば次の如くである。尤も上記印度の世界總貿易額に對する比率を輸出と輸入とに區別し示すときは輸出は大正二年に於て四・二九％なりしものが昭和四年に於ては三・五三％、昭和八年には三・〇三％、昭和十二年には三・〇七％と減少し居れるに對し輸入の方は大正二年に三・〇七％なりしものが大戰後に於て夫々二・五四％、二・二九％、二・〇二％に激減して居る。即ち印度に於ては輸入の方が輸出よりも一層甚だしき減少振りを示して居る。是れ大戰後印

度に於ける保護貿易政策の色彩が濃厚となりたる結果と言はざるを得ない。

第二十二表 主要列國貨物輸出入額累年比較表

備考 本表中明治二十五年及同三十六年に付ては「統制經濟と中小工業」所載「通商自由主義と世界貿易の推移」附表より採録す。大正二年以降に付ては國際聯盟事務局統計表による。尙明治二十五年の印度、支那、日本に於ける計數は同年に於ける當該國通貨の米國宛爲替相場により金弗額に計算したるものである。尙明治二十五年の欄に於ける括弧内の數字は金銀の相場が一對三・一、即ち金一弗は邦貨二圓〇〇六なりしものとして計算せるものである。

國際聯盟統計に於ては日本に限り日本本土と其の植民地たる臺灣、朝鮮等との移出入額を、日本、臺灣及朝鮮の輸出入額中に包含せしめ居らず。依て本統計に於ては日本の欄中に朝鮮及臺灣の部に在る輸出入額をも合計せるものを括弧内に示し置けり。
昭和四年以降支那の計數は滿洲を含まず。
單位は舊米弗百萬とす。

國名	一八九二年 (明治五年)	一九〇三年 (明治三六年)	一九一三年 (大正二年)	一九一九年 (昭和四年)	一九三三年 (昭和八年)	一九三七年 (昭和十二年)	一九三八年 (昭和三年)
英國	三、四八一	四、一四五	五、七六五	八、九五六	三、二八七	四、三〇七	三、八三七
獨逸	一、七五七	二、七八五	四、九六六	六、四一五	二、一六一	二、七〇五	二、五四六
米國	一、八四三	二、四五五	四、二二三	九、四九六	二、三九九	三、七二六	二、九五七
佛國	一、四七四	一、七五三	二、九五三	四、二四七	一、八三九	一、五七〇	一、三〇二
露西亞	四〇〇	七一三	一、四八九	九三五	四三四	三四五	三〇七
印度	七九八 (五六八)	八四四	一、三七三	二、〇七四	六四六	九六六	八二二
英國自治領			一、〇五一	二、五二四	七〇七	一、一四三	九六一
加奈陀							

濠洲	七五五	一、二九六	四六五	五九九	六一一
南阿聯邦	五一七	八七一	四七一	六六八	五七六
新西蘭	二〇四	四九三	一七五	二八二	二六二
亞爾然丁	一、〇〇七	一、七二七	五〇一	七一九	五二一
支那	二二三 (二六)	三四七	七二〇	一、一〇三	四〇一
日本	二九四 (八〇)	二九四	六七〇 (七二九)	一、九六五 (二、五四五)	七四六 (七七九)
世界輸出入總額	一六、七九七	二四、二六七	四〇、六二二	六八、六一九	二四、一七三

第二十三表 世界主要國輸出入額比率累年比較表

備考 日本の部に於て大正二年以降括弧内のものは臺灣、朝鮮、内地と諸外國との輸出入額を合計せるもの、比率によるものとす。

國名	(明治五年)	(明治三十年)	(大正二年)	(昭和四年)	(昭和八年)	(昭和十三年)	(昭和十五年)
英國	一八九二	一九〇三	一九二二	一九二九年	一九三三年	一九三七年	一九三八年
獨逸	二〇・二二	一六・五八	一五・二五	一三・〇四	一三・六二	一三・六四	一三・九三
米國	一〇・一五	一一・一四	一三・一四	九・三四	八・九一	八・五六	九・二四
佛國	一〇・六五	九・八二	一一・一七	一三・八三	九・九二	一一・七九	一〇・七三
露西亞	八・五二	七・〇一	七・八一	六・一九	七・五九	四・九六	四・七三
印度	二・二五	二・八五	三・九四	一・三六	一・八三	一・〇八	一・一一
英國自治領	四・六一	三・三七	三・六六	三・〇二	二・六七	二・五三	二・九八
加奈陀	一・三九	一・八九	二・七八	三・六八	二・七五	三・六二	三・四九
濠洲	一・九九	一・八九	一・九二	一・八九	一・九二	一・八八	二・二二
南阿聯邦	一・三七	一・二七	一・二七	一・二七	一・九四	二・一一	二・一三
新西蘭	〇・五四	〇・七二	〇・七二	〇・七二	〇・八九	〇・九五	
亞爾然丁	二・六六	二・五二	二・一三	二・一三	二・三二	二・三二	一・八九
支那	一・二三	一・三九	一・八八	一・八一	二・二六	一・〇二	一・〇八
日本	〇・六五	一・一八	一・七七 (一・〇四)	三・六一 (三・七一)	三・〇八 (三・三二)	三・六九 (四・九一)	三・二三 (四・九二)
輸出入總額	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

次に印度外國貿易の特徴は毎年多額の輸出超過を繼續し其の半額以上は在印英國官吏、軍隊等に支給すべき俸給手當等並に印度に對する英國投資に對する利拂及償還に支出せられ、殘額の決済の爲めには年々多額の正金銀の輸入超過をなし居ることである。即ち第一次歐洲大戰前の一九一三年(大正二年)に於て總輸入額十八億三千三百萬ルーピーに對し總輸入額二十四億九千九百萬ルーピー差引出超過六億五千六百萬ルーピーにして右に對し金七千六百萬ルーピー、銀四千二百萬ルーピーの輸入超過があつた。其後一九一四年(大正三年)より一九一八年(大正七年)に至る大戰中の五ヶ年間に於ては年平均貨物輸出超過額五億六千二百萬ルーピー、金銀入超累計總額四億三千一百萬ルーピー、又一九一九年(大正八年)より一九三三年(大正十二年)に至る戦後回復期間に於ては貨物出超平均年額四億七千九百萬ルーピー、金銀入超累計總額六億五千五百萬ルーピーである。更に一九二四年(大正十三年)より一九二八年(昭和三年)に至る大戰後の繁榮期に於ては出超平均年額十一億百萬ルーピー、金銀入超累計總額八億七千萬ルーピーの巨額に及んだ。換言すれば印度は一九一四年より一九二八年に至る十五ヶ年間に於て實に累計額百〇七億千萬ルーピー(〇・三六五弗の平價に換算三十九億九百萬舊金弗)輸出超過をなし、之に對し金銀は累年總高十九億五千二百萬ルーピーの入超を示し、差引八十七億五千八百ルーピーは英本國に對する俸給、手當、諸債務の仕拂ひにより決済せられたのである。

其の後一九二九年（昭和四年）に於ては依然八億三百萬弗の貨物の出超、一億千八百萬ルーブル正貨入超と云ふ好況を續けたるも翌一九三〇年以後印度の貿易情勢は俄に悪化し之れが爲め印度は極端なる保護貿易主義を採用することとなつた。即ち一九三〇年以降一九三四年（昭和五年―九年）に至る平均出超年額は三億三千八百萬ルービーに減少し（一九三二年（昭和七年）には出超額僅に四千三百萬ルービー）正貨に付ては同五ヶ年間累計に於て却て四億九千四百萬ルービー（内金出超五億千五百萬ルービー、銀入超三億千百萬ルービー）の流出となつた。一九三六年（昭和十一年）に於ては貿易情勢大體に於て回復し再び年額六億ルービーの輸出超過となりしも、右は關稅の大巾引上げ等による輸入制壓の結果であり、從て之が爲め世界不況後に於ける印度貿易の回復は甚だ遅緩となり、印度の世界貿易總額上に於ける比率も亦下落するに至つた。而して右保護關稅引上げ後も正貨は依然として毎年二、三千萬ルービー宛の流出を繼續しつゝあつたのである。其の詳細を示せば次表の通りである。

第二十四表 印度貿易額推移表

備考 本調査は國際聯盟統計及米國政府商務省發行貿易年鑑より作成す。輸出入額は貨物輸出入額とし、金銀を包含せず。

單位は百萬留比とし括弧内のものゝ單位は百萬舊米弗とす。
昭和十二年以降は緬甸を包含せず。

年次	輸 入	輸 出	差 額	金 輸 入 差 額	銀 輸 入 差 額	米國宛爲替相場一ルービーに付
一九二三年（大正二年）	一、九四五	二、四三六	出超 四九一	入超 二七九 (七六)	入超 一四四 (四二)	三六・五
平均（一九二四年―一九二八年）	一、四七八	三、二四〇	〃 五六一	〃 〃	〃 〃	三〇・六
一九一九年―一九二三年平均（大正八年―十二年）	二、五四一	三、〇二〇	〃 四七九	〃 〃	〃 〃	二九・八
一九二四年―一九二八年平均（大正一三年―昭和三年）	二、四一八	三、五一一	〃 一、一〇一	〃 〃	〃 〃	二八・八
一九二九年（昭和四年）	二、五〇三	三、二二五	〃 七二三	〃 〃	〃 〃	三六・二
一九三〇年（〃 五年）	一、八八〇	二、五二六	〃 六四七	〃 〃	〃 〃	三六・一
一九三一年（〃 六年）	一、三六二	一、六五一	〃 二九〇	出超 三四三 (一六)	〃 〃	三三・七
一九三二年（〃 七年）	一、三三八	一、三三三	〃 二五	〃 〃	〃 〃	二六・三
一九三三年（〃 八年）	一、一六〇	一、四四一	〃 二八一	〃 〃	〃 〃	三〇・八
一九三四年（〃 九年）	一、二五二	一、四八三	〃 二三〇	〃 〃	〃 〃	三三・九
一九三五年（〃 一〇年）	一、三四三	一、五七一	〃 二二八	〃 〃	〃 〃	三六・九
一九三六年（〃 一一年）	一、二三四	一、八〇六	〃 五八三	〃 〃	入超 三三〇 (七二)	三七・五
一九三七年（〃 一二年）	一、五九五	二、〇二六	〃 四三一	〃 〃	〃 〃	三七・七
一九三八年（〃 一三年）	一、五〇二	一、六二二	〃 一一〇	〃 〃	〃 〃	三四・八六

次に印度に於ける貿易情勢を國別に觀察するに第一次世界大戰後本邦に於けると等しく大戰中國内産業が發達せると日米等新興國よりの競争劇甚となる影響の爲め印度と英本國其の他歐洲諸國との貿易關係は漸次稀薄となり、之に反し日本其の他の亞細亞諸國、亞米利加及英國自治領との貿易關係は益々密接となるに至つた。即ち印度は第一次世界大戰前の大正二年に於て英本國よりの輸入額十一億七千六百萬ルービー、同輸出額五億七千四百萬ルービー、差引印度への入超額六億二百萬ルービーの巨額に上つた。英國は印度に對し此の外略々同額の俸給手當、諸債務の決済よ

り生ずる受取勘定を有したるを以て毎年印度より國際收支上十億ルーピー以上を受取るべき権利があつた。是れ印度が英國の富庫と稱せらるゝ所以を現實に示したものである。印度は右英國に對する巨額の債權を決済する爲英國以外の諸國に對し毎年巨額の輸出超過をなさざるを得なかつたのである。然るに第一次大戰後英國の右印度への依存關係は漸次退却を餘儀なくせられ、印度に於ける英國よりの入超額は大正十二年には四億三千百萬ルーピー、昭和四年には三億七千四百萬ルーピーに減少し、更に世界不況時の昭和七年には僅に一億三千二百萬ルーピーに激減した。其後印度は英國に對し特惠關稅制を強化せるも英國より印度への輸入は振はず、昭和九年には入超額僅に二千二百萬ルーピーとなり、昭和十二年及十三年に於ては却て印度より英國に對し六千萬ルーピーの輸出超過となつた。英國の印度に於て占むる貿易比率に於ても大正二年に於て印度總輸入額の六四・二%の多きを示したるものが、大正十二年には五七・七%に、昭和四年には四二・四%、昭和七年には三六・四%に減少した。昭和九年には英特惠關稅設定の爲め幾分増加せるも尙四〇%に止り、昭和十二年以後は再び三一%臺に激減した。之に反し日本よりの輸入は大正二年に於て僅に四千八百萬ルーピー即ち印度總輸入額中二・六%に過ぎざりしものが、大正十二年には一億四千百萬ルーピー、同上比率六・二%に、昭和四年には二億二千九百萬ルーピー、同上比率九・二%、昭和七年に於ては一億九千三百萬ルーピー、同上比率一四・四%に達し、日印協定成立後の昭和九年には一億九千七百萬ルーピー、同比率一五・六%に増加した。尤も昭和十二年には金額に於ては二億三千萬ルーピーに回復せるも日印協定に於て綿布輸入額が最高限が設定せられ居る爲め同比率に於ては一四・〇%に減少し、更に日印協定改訂後の昭和十三年には日英外交關係の悪化もあり一億五千六百萬ルーピー、同上比率一〇・一%に減少するに至つた。米國も亦歐洲大戰前に於て印度輸入貿易上の比率は二・六%に過ぎざりしものが、大戰後の昭和四年乃至十三年には輸入額を増加し六・四%乃至八・五%を占むるに至つた。

印度よりの英本國に對する輸出は輸入の場合と異り英本國に於て必要とする原料品を主とするが爲め大正二年に於て五億七千四百萬ルーピーのものが、昭和四年には物價騰貴の關係もあり七億八千百萬ルーピーに増加せしが、世界不況時の昭和七年には三億五千四百萬ルーピーに激減し、其後は英印互惠協定等の爲め幾分増進し、昭和九年乃至昭和十三年には四億九千九百萬ルーピー乃至六億四千百萬ルーピーに回復した。從て英國の印度總輸出額中に占むる比率にも歐洲大戰前に二三・五%なりしものが、昭和七年乃至昭和十三年には二七・五%乃至三三・七%に増進した。日本に對する輸出は印度への輸入の如く其の發達顯著でない。即ち大正二年に於て二億二千七百萬ルーピーにして輸出總額中の九・三%を占めたるものが、昭和四年には三億三千九百萬ルーピー其の比率一〇・六%に増加したるも、昭和七年には一億千七百萬ルーピーの八・七%に減少した。其の後日印協定の結果として日本は一定量の印棉を購入するの義務を負ふこととなりたるに付尙昭和九年には二億千七百萬ルーピーの一四・七%に、又昭和十二年には二億五千萬ルーピーの一二・四%に増加したのである。昭和十三年には日英外交關係の悪化に累はされ一億四千五百萬ルーピーの九・〇%に減少した。大正二年に於ける印度よりの米國への輸出額は二億千七百萬ルーピーにして總輸出額中の八・九%を占めたるものが、昭和四年には三億八千七百萬ルーピーの一二・〇%に増進し日本を凌駕したるが、其後は印度と英本國との特惠關係強化に伴ひ進勢を示さず昭和十二年に於て二億八百萬ルーピーの一〇・二%、同十三年に於ても一億三千四百萬ルーピー額の八・三%に減少した。即ち英印特惠關係は寧ろ印度を利したること英國よりも大なりしと云ふことが出来る、其の詳細を示せば次の如くである。

第二十五表 印度國別異年貨物輸出入額表 (單位百萬ルーピー)

備考 大正二年は四月一日より始まる會計年度とす。英國の中には愛蘭を含む。

第一輸 出

國名	第二輸入									
	一九二三年 (大正二年)	一九二三年 (大正三年)	一九二九年 (昭和四年)	一九三二年 (昭和七年)	一九三四年 (昭和九年)	一九三七年 (昭和二年)	一九三八年 (昭和三年)	一九三八年 (昭和三年)	一九三八年 (昭和三年)	一九三八年 (昭和三年)
獨逸	(一〇・八)	(二六・六)	(三三・〇)	(六・八三)	(五・七七)	(四・八)	(四・九)	(三・七)	(三・七)	(四・九)
英吉利	(二・六四)	(二六・六)	(九・三〇)	(六・八三)	(五・七七)	(四・八)	(四・九)	(三・七)	(三・七)	(四・九)
支那	(三・五)	(二五・三)	(二・二)	(二・七五)	(三・三)	(三・七)	(三・七)	(三・七)	(三・七)	(三・七)
日本	(三・三)	(三・三)	(二・九)	(三・五)	(二・九)	(三・五)	(二・九)	(三・五)	(二・九)	(三・五)
日印	(九・三)	(二・三)	(二・〇六)	(八・七)	(二・四七)	(二・四七)	(二・四七)	(二・四七)	(二・四七)	(二・四七)
蘭印	—	—	(二・四)	(一・二)	(〇・六)	(〇・六)	(〇・六)	(〇・六)	(〇・六)	(〇・六)
濠洲	(一・四)	(二・八)	(二・八)	(三・〇)	(二・八)	(二・八)	(二・八)	(二・八)	(二・八)	(二・八)
米國	(八・九)	(二・〇八)	(三・八七)	(七・五)	(八・五)	(二・〇八)	(二・〇八)	(二・〇八)	(二・〇八)	(二・〇八)
其の他の諸國	(一・〇六)	(一・三五)	(四・〇九)	(四・二)	(三・四)	(三・四)	(三・四)	(三・四)	(三・四)	(三・四)
輸出總額	(二・四四)	(三・四八)	(三・二五)	(一・三〇)						
獨逸	(一・九二)									
英吉利	(六・四)	(四・九)	(六・三)	(七・八)	(七・七)	(九・二)	(九・二)	(九・二)	(九・二)	(九・二)

國名	第二輸出									
	一九二三年 (大正二年)	一九二三年 (大正三年)	一九二九年 (昭和四年)	一九三二年 (昭和七年)	一九三四年 (昭和九年)	一九三七年 (昭和二年)	一九三八年 (昭和三年)	一九三八年 (昭和三年)	一九三八年 (昭和三年)	一九三八年 (昭和三年)
支那	(〇・九)	(一・三)	(二・七)	(三・三)	(二・五)	(〇・七)	(〇・七)	(〇・七)	(〇・七)	(〇・七)
日本	(二・四)	(二・四)	(二・二)							
日印	(二・四)	(六・二)	(九・二)	(四・四)	(二・五)	(二・五)	(二・五)	(二・五)	(二・五)	(二・五)
蘭印	—	—	(一・五)	(三・七)	(二・二)	(二・二)	(二・二)	(二・二)	(二・二)	(二・二)
濠洲	(〇・五)	(〇・四)	(四・二)	(〇・六)	(〇・七)	(〇・七)	(〇・七)	(〇・七)	(〇・七)	(〇・七)
米國	(二・四)	(二・三)	(七・八)	(八・五)	(六・七)	(六・七)	(六・七)	(六・七)	(六・七)	(六・七)
其の他の諸國	(四・〇)	(五・四)	(三・七)	(三・五)	(二・四)	(二・四)	(二・四)	(二・四)	(二・四)	(二・四)
輸入總額	(一・八)	(二・七)	(二・四)	(一・三)						

轉じて印度に於ける重要貿易品の輸出入額の推移を見るに第一次歐洲大戰を契機として印度國內に於ける紡績業は隆盛を極め、戦後不況時に於ても印度は保護關稅を以て之を防護せし爲め大正二年に於ける紡績總數六百五十萬鍾(世界總鍾數一四六、三九七千鍾に對し四・四%となり英米獨佛露に次ぎ第六位を占む、日本は第七位にして二、七五〇千鍾であつた。)なりしものが大戰後の昭和五年には八百九十萬七千鍾(世界總鍾數一六四、二七三千鍾に對し五・四%を占め英米佛獨に次ぎ第五位を占む、日本は依然第七位にして七、〇七二千鍾を有す)増加するに至つた。又其の綿布製産額も大正二年に於て二十六億碼なりしものが、昭和五年には三十九億碼に増進し、之に反し外國綿布の輸入額は大正二年に三十五億碼に上りしものが、昭和四年には十九億碼、又同五年には僅に八億碼に激減した。之れと同様政府よりの奨励金の下附及關稅保護により「タ、」其の他に於ける製鐵業は發達し、歐洲大戰前二十萬噸に過ぎざりし銑鐵生産額は昭和四年には百三十五萬噸に増加した。然るに是等戦時及戦後好景氣時代に於て勃興せる諸産業は

昭和四年以後に於ける世界不況の爲め種々の保護政策の講ぜられたるに拘らず甚大なる打撃を受くるに至りし結果として印度は益々保護關稅を高め之が爲め外國より輸入の綿織物は昭和四年に於て二萬千噸なりしものが昭和七年には二萬噸に、又昭和十二年には僅に九千噸に激減した。綿織物も亦昭和四年に於て十九億碼の輸入ありしものが、昭和七年には十一億五千五百萬碼に減少し、昭和十二年には僅に六億碼に激減した。他面印度よりの綿織物の輸出は昭和四年に一億四千六百萬碼ありしものが、昭和十二年には二億二千百萬碼に増加した。鐵鋼類も亦昭和四年に於て六十五萬千噸の輸入ありしものが、昭和七年には二十一萬五千噸に、昭和十二年には二十八萬六千噸に激減した。其の他印度に於て關稅保護を加へた砂糖を始め鹽、罐詰食料品、酒精飲料、石鹼、ペイント、煙草、衣類、護謨諸製品、硝子製品、又物類、機關車類等の輸入も國産品の發達と共に激減するに至つた。之に反し鑛油、染料、化學製品、機械類、自動車類、車輛部分品等の如き直接、間接に印度國産業を助くるところの原料又は必要資材類の輸入は漸次増進を見るに至つた。

印度に於ける産業保護の結果重要輸出品の様相も亦一變した。即ち昭和四年と昭和十二年との主要品輸出入額を比較するに印度に於ける工業發達の爲め農産物及原料品は小麦及小麦粉、漆、煙草等少數の例外を除く外何れも其の増進振り面白くない。棉花の輸出は其の國內消費に比し重要性を漸減するに至つた。即ち其の輸出總額は昭和四年に於て七十萬二千噸（三百八十四萬俵）即ち總産額に對し七五％）なりしものが、昭和七年には二十八萬六千噸（百六十萬俵）即ち總産額に對し五八・五％）に激減した。日印會商の結果昭和十二年には六十五萬千噸（三百六十五萬俵）即ち總産額に對し六八・六％）に増加し、又昭和十三年には本邦に於ける分散買付政策の結果本邦への輸出量は減少したが他方面への輸出増せし爲め四十五萬六千噸（二百五十五萬俵）即ち總産額の七二・三％）に及んだ。（第二十九表参照）（之に反し印度紡績業發達の結果として昭和四年に於ては外國より二萬四千噸の棉花を輸入したが、右外國棉花の輸

入額は昭和七年には九萬千噸、昭和十二年には十一萬噸、昭和十三年には十三萬噸に増加した。）尤も印度貿易統計に於て米の輸出が昭和十二年以降激減せるは緬甸が印度より分離せるが爲めである。

印度重要輸出入品の消長を示せば次の通りである。

第二十六表 印度重要品輸出入額累年比較表

備考 輸出入額の單位百萬ルーピー、數量の單位は千英噸（二二四〇封度）とし、國際聯盟統計により金額千萬ルーピー以上のものを掲ぐ。尙一、〇〇〇英噸は一、〇一六噸に相當す。

品名	第一 重要輸出品				
	明治四二年 大正二年	昭和四年	昭和七年	昭和十二年	昭和十三年
小麦及小麦粉	一三三	二一三	四	五三	三七
米	四五八	一九〇	一七五	六六	三〇
穀物類(其他の)	二、四四〇	二、〇四八	二、一四三	六九四	二、六四
珈琲	一四	二二	一四	一四	一四
茶	一三一	二六八	一六九	一四〇	二二六
胡椒	一一一	二七二	一七	一四七	一五七
皮類(粗)	一〇三	一七	二七	一〇	八
肥料	一三	八八	二七	五八	三六
		一三	六	七	四

鉄	油	蓖麻子油	亞麻子	落花生	種子(其の他の)	護謨	セラック	漆(其の他の)	煙草	チロク	マンガン	銑鐵	鉛(條)
(二五三)	(二五三)	(三二五)	(一一三)	(二五〇)	(一七二)	(二一九)	(二六三)	(九四)	(一一一)	(五一〇)	(七八〇)	(六二七)	(七二四)
(二四八)	(二九三)	(八二二)	(七七一)	(四七二)	(一五八)	(四二)	(二四〇)	(八四)	(二〇)	(一九九)	(三二五)	(六一六)	(二八)
(九四)	(三四二)	(五〇八)	(三二五)	(六五七)	(八六)	(二〇)	(二四四)	(二六)	(二二)	(二〇)	(九八)	(六七)	(二八)
(二八)	(四四二)	(九)	(二八九)	(九〇)	(四五)	(八)	(二六)	(二四)	(二六)	(二六)	(五一)	(五七)	(二八)
(二五)	(三二)	(八)	(七)	(七)	(七)	(七)	(七)	(七)	(七)	(七)	(七)	(七)	(七)

アラフィン・ワック	羊毛	棉花	黄麻	阿片(私用)	草類	綿織絲	綿織物	黄麻布	ガンニール・バック	金	銀	小包郵便	阿片(官用)
五	二九	(四三三)	(二二二)	(二二二)	四三	綿製品	一一四	二〇二	四六	三七	四二	二四	(〇・一六千噸)
(六三)	(二六)	(七〇)	(八五)	(〇・三)	(七九)	(一三)	(一四)	(四八)	(一〇)	(四)	(四)	(九)	(〇・一六千噸)
(四七)	(二四)	(二八)	(四九)	(〇・四)	(一六)	(七・五)	(二六)	(一〇)	(四〇)	(九・六)	(三・六)	(一六)	(〇・〇七千噸)
(三二)	(三三)	(三九)	(六一)	(三)	(七〇)	(二六)	(二二)	(一七)	(一七)	(一・九)	(一・一)	(三)	(〇・〇二千噸)
(九)	(二七)	(三三)	(五)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(〇・〇三千噸)

第七章 戦後經濟破綻時代に於ける本邦條約交渉

八八〇

品名	重要輸入品		昭和四年	昭和七年	昭和十二年	昭和十三年
	明治四十二年 大正二年	二二三二六				
總輸出額	二二三二六	三二六八	一六四	九五	一八九	一七四
品名						
食料品(罐詰)						
砂糖	二二九	(四一五千噸)	(二〇千噸)	(二四千噸)	(二〇千噸)	(二〇千噸)
胡椒		(九二四〇)	(四一九〇)	(二七二)	(二〇〇)	(二〇〇)
鹽		(七七三)	(六四)	(八九)	(九三)	(九三)
食料品(其他の)		(六〇八)	(五五三)	(三三九)	(三三二)	(三三二)
酒精飲料		一七二	三五	一一一	一四二	一四二
鐵鋼(粗)	二二五	(七・五百萬ガロン)	(五・四百萬ガロン)	(四・五百萬ガロン)	(四・三百萬ガロン)	(四・三百萬ガロン)
鑛油	三七	(三九七千噸)	(二四千噸)	(二四千噸)	(八三千噸)	(八三千噸)
棉花	一〇	(二五二百萬ガロン)	(七〇六百萬ガロン)	(四一五百萬ガロン)	(四四八百萬ガロン)	(四四八百萬ガロン)
石鹼		(二四千噸)	(九二千噸)	(二〇七・五千噸)	(二二八・七千噸)	(二二八・七千噸)
染料	一三	(二二)	(二五)	(二二)	(二二)	(二二)
ペイント料		(二七五)	(一九)	(二七)	(二七)	(二七)

化學製品	九	四八	四七	五七	五四
煙草(製したるもの)		(二・二)	(〇・四)	(〇・五)	(〇・七)
毛織物	三三	三八	二五	三三	三三
絹織物	三九	(九百萬弗)	(四百萬弗)	(四百萬弗)	(四百萬弗)
人絹製品		(一三三萬碼)	(二四萬碼)	(七百萬碼)	(一四)
綿織物	五三	(八百萬弗)	(四百萬弗)	(四百萬弗)	一四
綿織物		(二三百萬碼)	(三二百萬碼)	(二四百萬碼)	
綿織物		四一	四	五三	
綿織物		(二〇・八)	(二九・七)	(九)	
綿織物		六五	三八	二四	
綿織物		五四六	三三	一三三	
綿織物		(一八八(百萬弗))	(五四(百萬弗))	(四四(百萬弗))	
綿織物		(一九〇(百萬碼))	(一一・五五百萬碼)	(五九九百萬碼)	
纖維製品(其他の)	一七	一七	一〇	一七	
交織物				(五(百萬弗))	
衣類(帽子を含む)				(二五百萬碼)	
護膜製品	二	二五	一一	一〇	七
紙製品	二	三三	二二	二二	一四
硝子製品		(一三四・六)	(二二七)	(一八七)	(一四八)
電鍍板		二五	一四	一五	一三
其他の板		(二九六)	(七七)	(六一)	(二九)
		(一九八)	(二九)	(二八)	(三〇)

第七章 戦後經濟破綻時代に於ける本邦條約交渉

八八一

鐵鋼製品	(二一四)	(二一四)	(二一四)
其の他の金屬類	(七二)	(六九)	(六八)
双物類	五一	二八	二六
機械類	一六四	一〇五	一五六
自動車類	四一	七	一六
自動車類	(三三・五千臺)	(七・九千臺)	(二九・一千臺)
車輦及部分品	一五	一七	三〇
電氣機械	一七	二九	三三
金	三二八	三五	三三
銀	一四四	三五	三三
小包郵便	(三・二百萬オンス)	(〇・二百萬オンス)	(〇・二百萬オンス)
官用品	(七九・八)	(八・七)	(五四・五)
その他の貨物	四一	二五	二二
總輸入額	二、八七二	一、七六六	一、六〇三

第二十七表 印度商品種別輸出入額年別比較表

備考 本表は米國商務省發行外國貿易統計より調製す。一九二九年の統計は同年四月より翌年三月に至る會計年度とす。

單位百萬舊米金弗とし括弧内は百分率とす。

第一 輸入の部

飲食料品及煙草	一九二九年	一九三三年	一九三七年
原料品及半製品	(一四・七%)	(一四・一%)	(一四・三%)
完成品	(八五・一)	(五八・〇)	(七七・六)
其他(生獸類及小包郵便を含む)	(一・八%)	(六・九%)	(六・五%)
合計	八七八・九	三五一・二	三六三・二
飲食料品及煙草	(二四・六%)	(三〇・〇%)	(九五・六%)
原料及半製品	(五七・一%)	(三八・五%)	(二一・五%)
完成品	(三〇・六%)	(一〇・七%)	(四九・〇%)
其他(生獸類及小包郵便を含む)	(〇・九%)	(一・三%)	(二七・八%)
合計	一一三四・四	三五四・八	四四五・六

第三款 日印通商條約改訂前の交渉

陸奥外相時代明治二十七年七月十六日倫敦に於て調印の日英通商航海條約第十九條第一項に於ては「本條約ノ規定

ハ法律ノ許ス限ハ大不列顛國皇帝陛下ノ植民地並ニ其ノ海外領地ニ適用スヘシ但左ニ列記スル所ハ此ノ限ニ在ラス」とし、右適用除外地域の内に英國自治領と等しく印度を掲ぐると共に同第二項に於て印度及英國自治領に付ては同條約批准交換の日より二ヶ年以内に東京駐劄英國公使より日本政府に對し本條約の規定を適用すべき旨を通知したる場合には同條約を當該地域に適用すべきことを規定した。其後印度をして條約に加入せしむる爲め右二ヶ年の加入期限は延長せられたるも結局印度は加入するに至らなかつた。然るに明治三十二年七月十七日日英條約實施に先ち同年二月二十三日在本邦英國公使は帝國政府に對し左記條件を附して之れを印度に適用せしめんが爲め特別議定書を調印したき旨を提議した。

- 一 印度政府は其の許可を受けずして外國人が印度に住居、滞在、到來、若は旅行することを随意に禁止するを得べき權利を保留すること。
- 二 印度の「ネイティヴ・ステーツ」に關して本條約第一條及第三條に規定せる日本國臣民の權利は大不列顛國歐洲臣民に對し現に施行せられ若は將來施行せらるべきものと同一の制限に服すること。
- 三 本條約第十六條第一項に規定せる領事官任命の權利は印度に付ては印度政府の直轄地方に於ける海港の都市に限らるべきこと。

右英國政府の提議に對し外務當局に於ては前記三個の留保を承認すると同時に議定書附屬公文に於て帝國政府も亦其の主權に依り何時にても外國人の日本國に居住、滞在、到來、若は旅行することを随意に禁止するの權利を有する旨宣言することとし、右交渉に應ぜんとした。然るに閣議決定前、同年六月三十日伊藤内閣倒れたるに付決定を見ず。其の後隈板内閣組織せられたるも右外務省の提議に對し樞府及法制局方面に反對を生じ、右議定書は締結せらるゝに至らなかつた。而して前記樞府法制局等の反對理由と認めらるゝものは大體左の二點であつた。

- 一 本議定書締結の必要利益は寧ろ英國に存し帝國に存せざること。
- 二 英國側留保條件殊に其の第一及第三は英國に對し大なる特權を認むる一大讓歩なること。

蓋し後に至りて見れば外務當局案の如き相互的留保條件を附し印度をして條約加入を許すこと適當なりしも、右樞密院等の反對の爲め印度條約加入問題は一時沙汰止みとなつた。

然るに愈々陸奥諸條約の實施を見たる後英國政府に於ては印度の條約未加入の爲め其の生産物たる天然藍、綿布等が陸奥條約による協定税率の利益を受くることを得ざるに鑑み明治三十六年八月十二日付覺書を以て再び在本邦英國公使を介し帝國政府に對し曩に明治三十二年二月二十三日提議の加入に關する留保條件は抛棄し得ざるも現状の儘に於ては印度に於て日本生産物は他國産物の受くると同様の好待遇を受け且つ英國産品とも同一の待遇を受くるに拘らず日本に於て印度産品は協定税率の利益に均霑し得ざる次第である。依て此の際相互主義の下に關稅の最惠國待遇のみに關する暫定的性質の協定を締結したき旨提議して來た。右再提議に對し帝國政府に於ては之を應諾する場合には印度より本邦への輸入品に對し協定税率を適用する結果、主要輸入品たる乾藍、硝石、熟皮等に對する關稅收入の上に約十三萬圓の損失を被り、且つ之が爲め内地の藍作に打撃を與ふる事情ありたるを以て同年十一月二十六日英國公使に對し之が交換條件として日本製産に係る絹織物、絹製品、繻寸、樟腦、銅(精粗共)、紙卷煙草、綿莫大小製品及綿製品に對し印度の輸入税百分の五を百分の二半に輕減方を希望する旨回答した。固より英國政府は之に應ぜず、其の後日露戰爭直後の明治三十七年二月十二日付を以て我方提出の交換條件を正式に拒絶し、無條件にて英國の提議に同意せんことを希望する旨申越した。依て帝國政府に於ては再審議の結果當初の英國提案の如き留保條件附にて日英條約に加入を許すときは印度に於ける本邦國民に對し差別待遇を蒙るの餘地を生ぜしむるにより之を承諾すること不可なりとなすと共に日英兩國の親善關係及日印兩國貿易關係の増進を計る見地の下に英國よりの新提議を應諾し日印間

に關稅上の最惠國待遇を約するを可とした。又今後に於ける日印貿易の情勢如何により容易に變更を加へ得べき自由を留保する爲め新日印通商條約に對しては有効期限を附せず六ヶ月の豫告を以て何時にても之を廢棄し得べき形式を以て協定に應ずるを可とした。右趣旨を以て英國政府に回答し茲に明治三十七年八月二十九日東京に於て小村外相と駐日マクドナルド公使との間に日印通商條約調印せられ、明治三十八年三月十五日東京に於て批准書の交換を見るに至つた。而して同條約は單に四ヶ條より成り、第一條及第二條に於て兩國製産品の輸入税に關し相互に最惠國待遇を規定し、第三條に於ては本條約の規定は關稅に關し英領印度と同一の地位に置かるゝ印度土侯諸邦土にも適用せらるること、又第四條に於て本條約は双方に於て六ヶ月の豫告を以て何時たりとも廢棄し得べきことを規定した。

日印通商條約調印後本邦紡績業の發達に基く印度産棉花の需要増加と本邦工業品の印度に對する輸出増加とにより日印貿易關係は他に類例を見ざる程度に發達し、併も右好勢は大正三、四年歐洲大戰の影響を受け益々顯著なるものがあつた。元來印度に於ては明治二十七年以降明治十五年以來施行の外國品の無稅輸入を撤廢したる後に於ても收入主義の下に一般外國輸入品に對し從價五分に過ぎざる低稅を課し殊に綿絲布に對しては關稅同率の生産稅を印度國內紡績業の生産するものにも適用した。又綿絲に對しては土産綿布の原料たるが爲め大正十一年迄無稅輸入を許した。加之印度に於ては英本國産に對しても日本其の他の諸外國よりの輸入品と同一の關稅を課するを原則とした。依て一切の日本産品は印度市場に於て英本國産と同一の條件の下に又綿絲布に付ては印度生産品と同一の立場に於て競争し得たのであつた。

印度に於ても第一次大戰中國産保護と英帝國特惠主義は其の萌芽を發し大正六年に綿布關稅を三分半より七分半に引上げたるが其の際國産綿布に對する消費稅は依然三分半に据置いた。歐洲大戰後に於ける世界不況の襲來殊に大正八年印度憲法の改正により印度政府が一種の關稅自主權を得たるより以來國産保護を目的とする諸法律は漸次採用せられ、大正十年には綿布其の他一般輸入關稅を一分に引上げたる際依然國産綿布に對する生産稅は三分半に据置き終に大正十五年には之を廢止した。外國綿絲に對しては大正十一年（一九二二年）以來昭和二年（一九二七年）九月迄を條件として從價五分を課することとしたが、印度政府は右期間満了に先ち更に三ヶ年繼續せしむべき法案を議會に提出し、之れを昭和二年九月二十二日より實施した。右は主として日本より輸入せらるゝ綿絲を目的としたるものに付事實上我製品に對し差別待遇をなすものなりとし、帝國政府は同年八月二十四日付を以て英國政府に對し抗議するところあつた。右に對し英國政府は同九月十四日付公文を以て回答し同關稅は日印間現存の勞働條件の差異に依る日本側の不當なる利益に對抗せんとするものである當初印度政府は日本産品に對してのみ特別の課稅を爲すべしとの要望ありたるも、英國政府は明治三十八年の通商條約を廢棄することを欲せざりしが故に之れを一般的に賦課するの途を撰びたるものである。從て現行日印條約の正文にも將た其の精神にも背反することなく、又英國産品に取りても同等の負擔となるものである。要するに印度政府の措置は條約廢棄に比し日本貿易に與ふる打撃少なきものである。尤も日本政府に於て女工の夜業を廢止する日本工場法の規定を其の規定する通り昭和四年七月一日より實施するに於ては（因に右工場法の規定は本邦全權に於て承認したる大正八年十月二十九日華府勞働條約の規定に準據し制定せられたものである）新稅の有効期間たる昭和五年三月三十一日以後之を存續せしめんとするの意向なき旨回答し來たつた。蓋し同公文中注意すべきは英國政府に於て前記明治三十六年八月十二日の覺書同様日印通商條約に規定する最惠國待遇の解釋上日本産は英本國産品と同一待遇を受くべきことを間接に言明せる點である。

昭和四年の世界恐慌後印度政府は内國綿業保護の目的を以て翌五年五月二十八日外國産綿布の關稅を從價二割に引上げると同時に英本國産に對しては五分の特惠を與へ從價一割五分を課することとした際特に本邦産綿織物が低價格を以て輸入せらるゝを防止せんが爲め生の平織綿布に對する關稅の最低率は一封度付三アンナ半を下らざるべき

ことを併せ規定した。加之曩に日本の工場法實施迄を條件として制定したる綿絲に對する關稅は日本に於て工場法を其の規定する通り昭和四年より實施せるに拘らず其の聲明に背き更に昭和八年迄繼續することゝなつた。其の理由は日本よりの不正競争は消滅するに至りたるも支那に設置せらるゝ日本紡績工場の生産品が印度に輸入せらるゝもの多きに至り、而も右在支那紡績工場は日本工場法の規定するところの兒童及婦人夜業禁止並に労働時間の制限行はれずと云ふに在つた。同法案は本邦關係業者の反對運動に拘らず昭和五年四月三日兩院を通過し總督の裁可を経て四月四日より施行せらるゝことゝなつた。

依て帝國政府は右昭和五年の印度綿絲布關稅引上げに對し英國政府に對し左記趣旨を以て嚴重なる抗議を提出した。

- (一) 一般外國産綿織物に對し英國産品よりも五分の差別的關稅を課すること。
- (二) 殊に日本産生地綿布は一封度三アンナ半の從量稅を受くることゝなる結果英國品に比し從價一割二分乃至二割七分高の差別的關稅を課せらるゝこと。
- (三) 要するに日本産品の印度市場よりの驅逐を目標とするものにして印度綿業保護を計ると共に英本國品に對し多大の特惠を行はんとするものと言はざるべからざること。
- (四) 明治三十七年日印通商條約締結に關し英國政府より申入れの明治三十六年八月十二日付在本邦英國大使館覺書中には印度に於ける日本品は印度の自由主義に基き他國品とは勿論英國品とも全然均等の待遇を受くるに拘らず日本に於ける印度品は他國品に適用せらるゝ協定稅率に均霑することを得ずと言及したるは要するに日印間に關稅に關する最惠國(英國を含む)待遇を基礎とする條約を締結せんことを提議したものである。而して結局右覺書の趣旨に依り日印條約の成立を見たる次第なるに付同條約の根本精神は日本産品が印度に於て英國と均等の待遇を受くべきことを容認したるものなること。

- (五) 從て同條約第一條に「別國の製産に係る同種の物品」(Similar products of any other foreign origin)とあるは當時兩國政府が上記(四)の如く解釋せることを明かにするものなること。
- (六) 日印間の貿易關係は常に我方の輸入超過に偏し居るに拘らず帝國政府に於ては日印貿易の大局に鑑み印度銑鐵輸入稅引上運動に對し慎重の態度を持し來れるに對し印度側に於て今回の如き關稅引上げの舉あるは最も遺憾とするところなること。

(七) 印度に於ける關稅引上げは英國紡績業者より日本紡績業者に申入ありたる販路其の他に關する協定成立を著しく困難ならしむべきこと。

(八) 我國に於て女子深夜業を廢止したる以上綿絲關稅施行期間延長の餘地なきことは英國政府よりの昭和二年九月十四日の公文に徴して明かなるところである。然るに全然別個の觀念なる支那に於ける労働條件を理由として施行期間を延長するは不合理なり。從て昭和五年三月三十一日迄に無稅に復歸せしむべきこと。

右日本政府よりの抗議に對し英國政府は昭和五年十月十四日付公文を以て明治三十七年日印通商條約第一條に規定する“of any other foreign origin”中に英本國を包含すとの解釋に同意し得ざることを回答し、又綿絲關稅の引戻しに付ても更に耳を藉さず、本邦政府よりの抗議は全然無効に終つた。

上記本邦政府が英國政府に對して日印通商條約の規定遵守に忠實ならずと強硬に抗議するに對し、英國政府よりも日本政府は日印通商條約の規定遵守に忠實ならずと抗議し越す事件が生じた。昭和三年三月七日より實施の米穀法第二條に於て政府は内國産米穀需要の調節上必要あるときは外國米の輸入を禁止制限し得ることゝし、別に勅令を以て内地に於ては農林大臣、植民地に於ては朝鮮總督又は臺灣總督の許可を得たる場合に限り輸入し得ることを規定し、

更に但書を以て本條の規定は條約中に別段の規定ある國よりの輸入せる米に對しては之を適用せざることを併せ規定した。而して右但書の下に同制限令は日暹條約第四條に基き暹羅米に適用せず、又輸入の禁止制限に關する最惠國待遇の規定に基き米國、露西亞等よりの輸入米に對しても之を除外することとし、他面輸入の禁止制限に關し條約上何等の保障なきところの緬甸產蘭貢米及佛領印度支那產西貢米に對してのみ同制限令を適用することとした。依て右蘭貢米の差別的輸入制限に對し在本邦英國大使館は昭和三年六月八日付覺書を以て日本政府の措置は明治三十七年の日印通商條約の規定に牴觸せるものなりとて抗議し來つたが、我政府に於ては日印條約の規定は單に輸入關稅に關する最惠國待遇を規定するに止まり、輸出入の禁止又は制限に付ては何等の保障なきが故に何等條約違反に非ずとの理由により之を拒絶した。在本邦英國大使は更に昭和四年一月十二日付公文を以て田中（義一）外務大臣に對し本邦米穀法による差別的輸入制限は一九二七年（昭和二年）十一月八日壽府調印の輸出入禁止制限撤廢に關する條約第七條に於て締約國が輸入の禁止制限を爲す場合には他の締約國の貿易に對する損害を成るべく少なからしむる様措置すべきを規定するに付帝國政府に於て同條約第六條第一項の留保に基き米穀に對し輸入制限を有効に實施せんが爲めには先づ日暹間通商條約を廢棄し、暹羅米に對しても同様に輸入禁止制限を適用するを要すと主張して來た。右再抗議に對し帝國政府に於ては暹羅米等に對する輸入制限の除外は前記昭和二年國際條約第十一條第二項に於て其の規定するところよりも更に利便を附與する他の條約規定は之が爲め何等の影響を及ぼさるべきものに非ずとあるにより同條約第六條第一項の留保に基き米穀の輸入制限をなす場合にも日暹條約に對し廢棄の措置を採るの必要なことを應酬した。

加之明治四十四年の日英通商條約附屬協定稅目中の銑鐵に對する協定稅率は専ら印度「タ、」製鐵所より輸入せらるゝ銑鐵の利益となり居たるところ、右日英協定稅目は大正十四年三月本邦よりの要求により廢棄せられたるに付印度は日印條約の下に何等關稅上の利益を得ざるゝことゝなつた。尤も日英協定稅目廢棄後本邦當局に於ては銑鐵の關稅引上げは印度の綿絲布關稅引上げを誘導すべしとの思惑により從價五分の國定稅率を据置いたが、其後歐洲大陸通貨下落諸國より價格低廉なる鐵鋼品の輸入益々盛んとなり、之が爲め本邦に於ける製鐵事業の維持困難となるや商工省當局及民間同業者間に大正十三年印度に於て鐵鋼業保護を始めた頃より保護論益々強硬となつた。本邦政府に於ても當初印度に於けると同様鐵鋼業の保護は關稅引上げによるよりも寧ろ獎勵金の下付によるを可とし、又右關稅引上運動は一時歐洲に於て鐵鋼「カルテル」組織せられ販賣價格の統制せられたると關東大震災後に於ける圓爲替下落の爲め採算有利となる結果一時下火となりたるも、昭和四年世界不況の襲來殊に同五年一月に於ける本邦金本位の復活を機とし再び強烈となつた。而も印度が本邦政府よりの強硬なる抗議に拘らず英特惠關稅附帶の綿絲布關稅の引上げを實行したりしのみならず昭和六年九月には英本國は金本位を離脱し、其の結果印度銑鐵は特に低廉なる輸入價格を以て本邦產品と競争し來ることとなつた。依て終に昭和七年の臨時帝國議會に銑鐵關稅を從價一割五分基準に引上ぐべき法案政府より提出せられ、兩院通過の上同年六月十五日公布即日實施せらるゝことゝなつた。即ち爾後銑鐵は毎百斤十錢より同三十六錢に引上げられ、他の鐵鋼類も之に準じて從價一割八分乃至二割基準の從量稅に引上げられた。

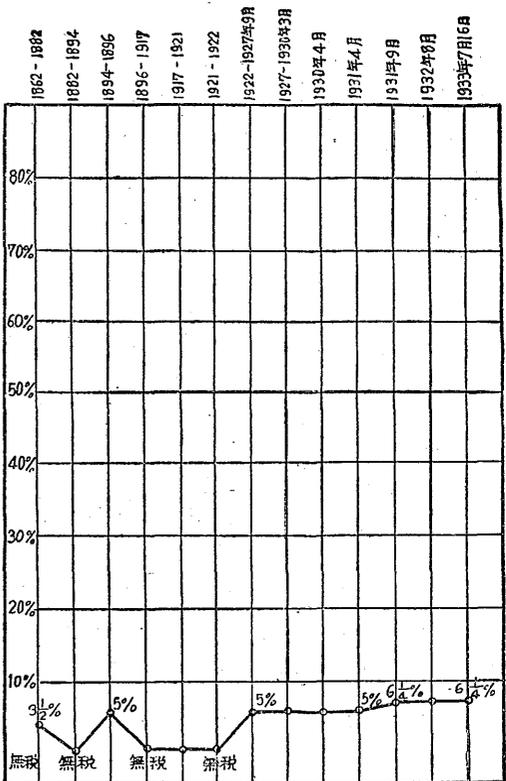
斯く昭和四年世界經濟破綻の影響を受け日印雙方共相互の重要產品に對し關稅の引上げ及輸入制限を實行するに至りしも未だ夫れのみにては日印貿易關係は破局に至るが如きことなかつた。蓋し印度側より見れば蘭貢米に對する本邦の輸入制限は却て蘭貢米輸入國として市價格低廉の利益を齎す所以であり、又銑鐵關稅の引上げは既に自國の實行せるところである外印度製鋼業發達の結果殆ど銑鐵の輸出の必要なことゝなつた。然るに昭和六年十二月十三日本邦が英貨の下落に追從して金本位を離脱し而も滿洲事件の影響を受け其の下落率は磅貨の下に出づるや印度に於て本

邦産綿布は英本國産を壓倒するに至る外、印度國産亦本邦よりの輸入品と競争し得ざるに至つた。依て印度は昭和五年以來既に兩度の關稅引上げにより外國産品從價三割一分 $1/4$ 、英國産特惠二割五分となり居りたるものを昭和七年八月より從價五割に引上げ（英國品は從價二割五分据置）、更に昭和八年六月七日より從價七割五分に引上げたのみならず日本産品に對し差別的關稅を實施する爲め同年四月印度産業防護法を制定した。而して右日本産品に對して差別待遇をなすの自由を得んが爲め突然同年四月十日付を以て日印通商條約の廢棄を通告し來り、同條約は第四條の規定により六ヶ月後の同年十月十日より效力を失ふべきものとなつた。右英國政府の非友誼的措置は英國の提唱により同年六月より倫敦に於て世界經濟會議を開催することに決し、同年五月より會議參加國間に關稅休戦を行ひ居る矢先とて本邦朝野をして愕然たらしむるものがあつた。蓋し英國政府の日印條約廢棄の目的は印度國産品の保護と同時に英國より印度へ輸入の同國産品を日本産品の競争より防護するの見地を以てなされたるものと認められ、且つ條約失效後印度政府は印度産業防護法の下に英國政府が既に西部阿弗利加等の直轄植民地に對して行ひたと等しく日本品に對し差別的關稅を課し又場合によりては差別的輸入制限の下に其の輸入を殆ど杜絶せしむるの底意あるものと認められた。依て本邦民間營業者の團體たる大日本紡績聯合會に於ては強硬論勝ちを制し最早從來の如く政府の手緩き外交交渉のみに依頼するを得ずと做し印度當局の反省を動かす目的を以て昭和八年八月印棉の不買を決議し全會員は結束して右決議を嚴重に遵守することとなつた。

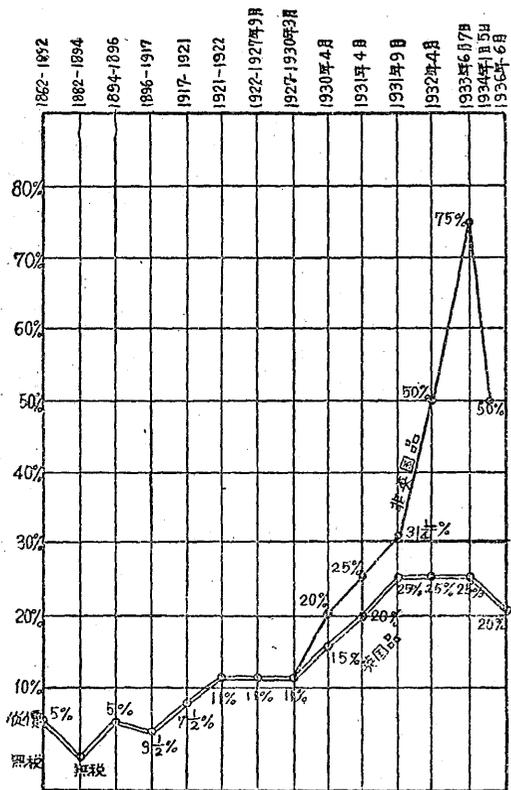
左に參考の爲め印度に於ける綿絲布關稅引上比較表、印度に於ける綿布の生産消費及輸入高表、日印貿易推移表及重要貿易品果年比較表を示さん。

第二十八表 印度に於ける綿織絲從價關稅表

備考 一九三〇年（昭和五年）三月以降市場價格一封度に付三十「アンナス」を下る綿織絲に對しては從量稅一封度に付一アンナ二分の一を課し、又一九三一年（昭和六年）九月以降同上に對しては從量稅一封度に付一アンナ八分の七を課す。



第二十九表 綿織物に對する印度關稅率表

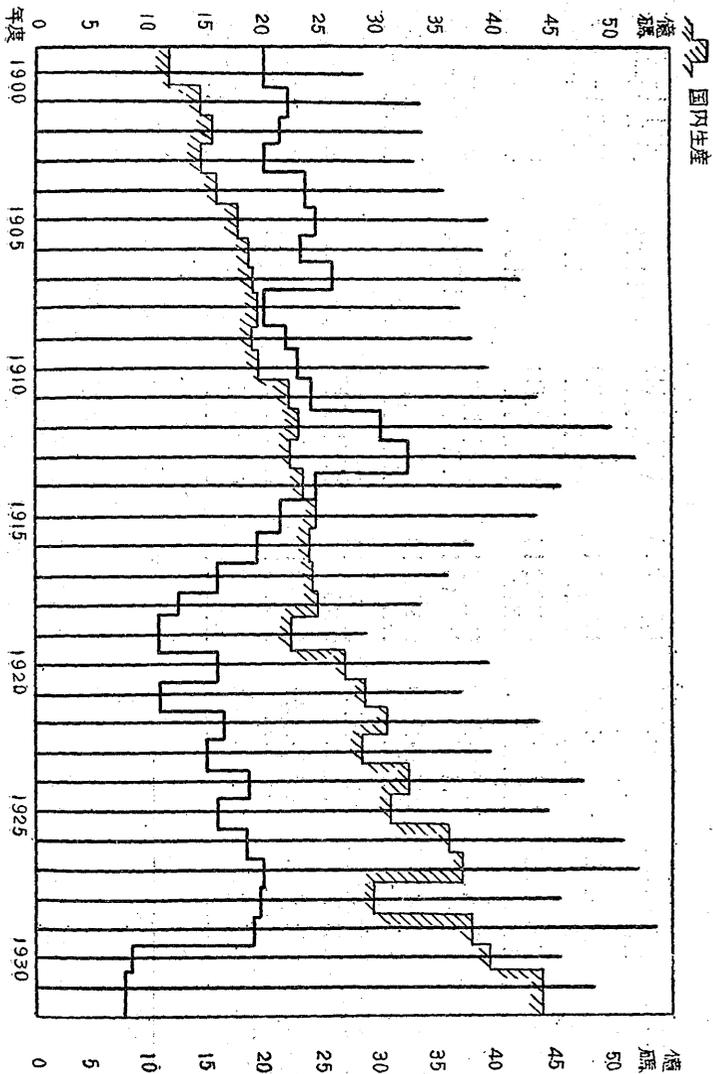


第三十表の一 印度に於ける綿布の生産、消費及輸入高表

備考 單位百萬碼、生産額左側括弧内は紡績會社製産額を示し殘額は手織製産額とす。
孟買紡績聯合會發表資料による。

年次	消費額	生産額	輸入總額	英國	日本	其他
(一九二八年—二九年)	四、五〇〇	(一、八九五九)	一、九三七	(七五、〇五四)	(八、四四)	(六、六六)
(昭和三三年—三四年)	五、三六六	(二、三七七七)	(一、九一九)	(六五、二四八)	(二九、二六二)	(五、八〇九)
(昭和三四年—三五年)	四、五〇四	(二、三六八三)	(一、〇〇〇%)	(五八、七三三)	(三六、〇〇%)	(五、三三)
(昭和三五年—三六年)	四、八三九	(二、二九六二)	(一、〇〇〇%)	(四九、三三三)	(四三、六六)	(七、一五四)
(昭和三六年—三七年)	六、〇一〇	(三、一〇〇)	(一、〇〇〇%)	(四七、六六一)	(四七、六六一)	(四、八五三)
(昭和三七年—三八年)	五、一〇〇	(二、四三三〇)	(七六一)	(五四、五五)	(四四、八〇)	(〇、七五)
(昭和三八年—三九年)	五、七七〇	(二、三八九〇)	(九四四)	(五八、五五)	(三九、六六)	(二、九〇)
(昭和三九年—四〇年)	六、一三〇	(三、五〇〇)	(九四六)	(四六、四三九)	(五二、四九六)	(二、二一一)

第三十表の二 印度綿布需給状態表



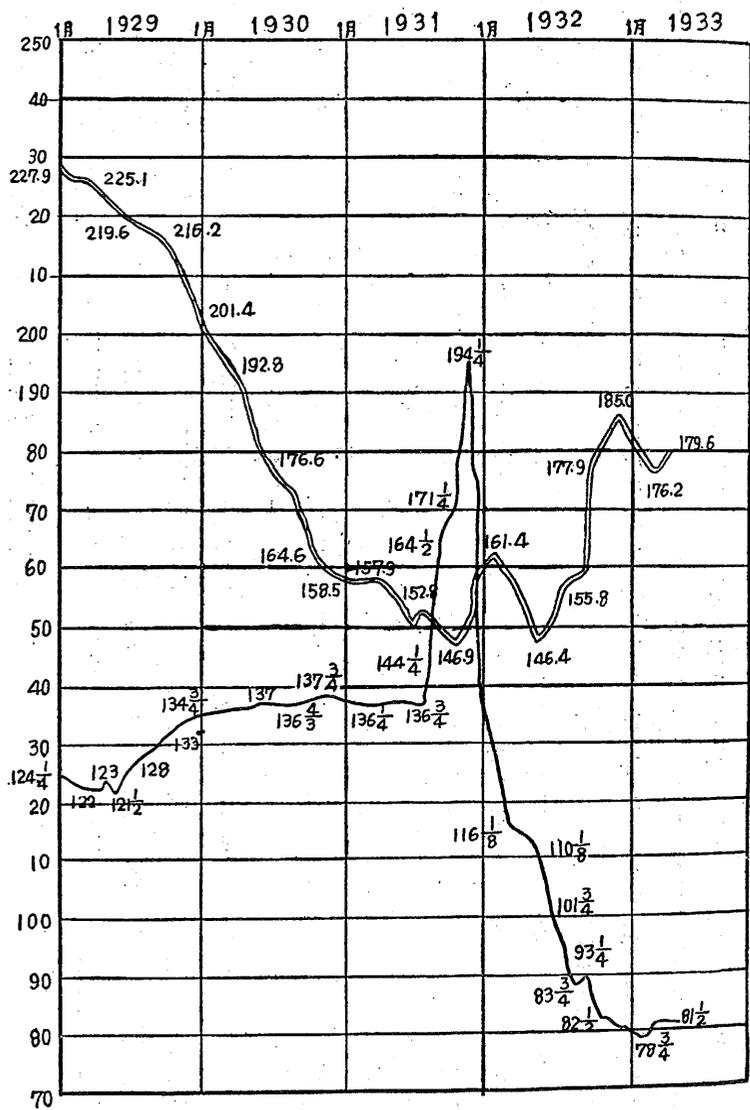
第三十一表 日印貿易累年比較表

備考 大蔵省貿易年表による單位は百萬圓とす。尙輸出入額の右側括弧内は本邦總輸出額又は總輸入額に對する比率とす。

昭和十三年以後は括弧内に緬甸との輸出入額を示す。

物價指數は明治三十三年十月を一〇〇とす。

年次	印度への輸出額	印度よりの輸入額	差額	對印爲替相場百圓に付	本邦物價指數
大正二年	(四・七%) 三〇	(二・三・七%) 一七三	入超一四三	一五二・二九	一三二
大正三年—七年(平均)	(七・四%) 八九	(二・四%) 一九六	一〇七	一五〇・六六	一七二
大正八年—十二年()	(七・一%) 二二八	(一四・九%) 二九七	一七九	一五五・二六	二八九
大正十三年—昭和三年()	(七・七%) 一五六	(二六・二%) 三八二	二四六	一二五・四二	二四六
昭和四年	(九・二%) 一九八	(二五・三%) 二八八	九〇	一二六・四	二二一
昭和五年	(八・八%) 二二九	(二一・六%) 一八〇	五二	一三六・三	一八一
昭和六年	(九・六%) 二一〇	(一〇・八%) 一三三	二二	一四七・四	一五二
昭和七年	(一三・六%) 一九二	(八・二%) 一七	出超七五	九八・七四	一六〇
昭和八年	(一一・〇%) 二〇五	(一〇・六%) 二〇四	一	七九・六	一八〇



第三十二表 印度宛爲替相場及日本卸賣平均物價指數表
 本表は東京商工會議所調査によるものにして、卸賣平均物價指數は日本銀行調査に基き明治三十三年(一九〇〇年)十月を一〇〇とせるもの、印度宛爲替平均相場は正金銀行電信爲替相場に基けるものとす。尙平價は百圓に付一三六ルーピー五六七とす。

年	月	印度宛爲替相場 (円)	日本卸賣平均物價指數	入超 (円)	出超 (円)
1929	1月	225.1	124 1/4	入超 五一	三六
1930	1月	216.2	128	入超 五二	七二
1931	1月	192.9	133	入超 五三	七二
1932	1月	176.6	137	入超 五四	七二
1933	1月	164.6	144 1/4	入超 五五	七二

第四款 日印通商條約の締結交渉

上記の通り本邦側より言へば印度は本邦に對し毎年多額の輸入超過をなし、而も右輸入超過額は第一次歐洲大戰後一層甚しく大正十三年より昭和三年に至る間に於て本邦への印度よりの輸入超過額は年額二億四千六百萬圓の多きに及んだ。夫れ以後右入超過額は幾分減少せしも尙昭和四年に於て九千萬圓、同五年に於て五千百萬圓、同六年に於て二千三百萬圓に及び、本邦は印度の棉花總輸出額中多くは七割、少なくとも五割を購入して居る。尤も昭和七年に於ける購入額は僅少ななるも右は値段の關係上同年に限り米棉が著しく本邦へ輸入された一時的現象に過ぎない。(附屬第三十三表参照)然るに拘らず印度は昭和五年以來切りに本邦産綿布に對する關稅率を引上げ、又日印通商條約の規定に反して本邦産品と競争の關係に在る英國産品への特惠を益々強化した。更に綿絲に對しては本邦側に於て昭和四年七月一日より印度政府の注文通り女工の深夜業を廢止したるに拘らず當初の聲明の如く關稅を減免せざるは甚だ不都合である。加之元來本邦産綿布の輸出價格が低廉となれるは主として本邦に於ける工場の合理化、紡績機械の改善、勞働能率の向上等、要するに主として生産能率の進歩したる結果に外ならざるに、右輸出價格の低廉を以て一に本邦通貨相場下落に基くものとし、本邦産綿布に對し從價七割五分の高關稅を課するに至りしは最も不都合である。右は印度數億の民衆の利益を犠牲として大戰中亂立せる泡沫的印度國內紡績業者の保護を目的とするものに外ならない。更に多年印度側のみが利益を得來つた明治三十八年の日印條約を廢棄し、産業防護法の下に本邦産品に對し重大なる差別的待遇をなさんと企つるは言語同斷と言はざるを得ない。此上は日本紡績業者としては印棉不買の舉に出で其の反省を促すの外ない。本邦の斯かる措置に因り印度政府は始めて能率不良なる印度紡績を保護せんが爲め印度農民の生産物に對し重要販路を失はしむることが如何に印度一般民衆の利益と背馳することが判明するであらう。其の結果は一方彼

等をして高價なる綿布の購入を餘儀なくせしめ、他面印度政府は日本綿布の輸入減少の爲め多額の財政收入を失ふに止ることを實感するに至るべきである。從來の如き陰忍外交は單に印度政府を附け上がらせるのみなるに付斯かる強硬なる態度を採り印度當局の反省を促すことは自衛上止むを得ざるところなりとした。斯かる信念の下に當業者の印棉不買に對する結束は頗る強固なるものであつた。

第三十三表 本邦への累年棉花輸入額及其の輸入先別表

(單位千噸)一噸は一六七擔(即ち五・五六俵)として計算す。但し括弧内は萬俵。

年次	輸 入 額			輸入總額中 印度棉の占 むる割合%
	總額	印 度	米 國 其 他	
大 正 二 年	四〇二	(一四〇)	一〇三	五九・七
昭 和 元 年	七〇〇	(三五二)	二七一	五〇・三
〃 二 年	七六九	(二九九)	三八二	三八・八
〃 三 年	五八五	(二七六)	二三三	四七・二
〃 四 年	六四八	(三〇八)	二六九	四七・五
〃 五 年	五七四	(二七三)	二三三	四九・三
〃 六 年	六九四	(二八七)	三一一	四一・七
〃 七 年	七六六	(二八九)	五四五	二一・四
		(九一)		

年次	總産額 (千吨)	輸出總額 (千吨)	輸出總額の總産額に對する割合%	國內消費及次年度への持越額 (千吨)	日本への輸出額が占むる割合%
昭和八年	七四八	(一三三八)	四四五	六五	三一・八
昭和九年	七五四	(一三四七)	三八九	一八	四六・〇
昭和十年	七三六	(一三五五)	三四五	八六	四一・四
昭和十一年	九一一	(一七〇〇)	三五六	一五七	四四・二
昭和十二年	九〇四	(一七〇〇)	二五三	二二三	四六・五
昭和十三年	五六二	(一〇八五)	一九五	一八二	三三・九
昭和十四年	六〇四	(一〇三三)	一七二	二二九	三三・六

備考 大藏省外國貿易月報による。

第三十四表 印度棉花産額及本邦への輸出額累年比較表

年次	總産額 (千吨)	輸出總額 (千吨)	輸出總額の總産額に對する割合%	國內消費及次年度への持越額 (千吨)	日本への輸出額が占むる割合%
大正二年	七七七	五四〇	六九五	一二七	四四・四
昭和元年	一一二八	五七八	五一・一	五五〇	六〇・九
昭和二年	一〇八二	四八七	四五・〇	五九五	六一・四
昭和三年	一〇四九	六三六	六〇・六	四四六	四三・四
昭和四年	九五一	七二三	七五・〇	二三八	四三・二
昭和五年	九四八	七三八	七七・八	二一〇	三八・三
昭和六年	七三七	五八〇	七八・七	一五七	四九・八
昭和七年	七六八	三三二	五八・五	四四六	五〇・九
昭和八年	九二七	六〇八	六五・六	三一九	三九・六
昭和九年	八八〇	七四〇	八四・一	一四〇	四二・八
昭和十年	一〇七七	六二二	五七・八	四四五	四九・〇
昭和十一年	一、一四五	五七一	四九・九	五七四	七〇・六
昭和十二年	一、〇五六	七二四	六八・六	三三二	五八・〇
昭和十三年	九一五	六六二	七二・三	二五三	二七・九
昭和十四年	九〇七	六六二	七二・三	二五三	二七・九

備考 國際農事協會月報による。尤も日本への輸出額が占むる割合は第三十三表本邦貿易統計による印度よりの輸入額に
より計算す。

然るに印度側より見れば上記本邦に於て昭和三年以來施行の緬甸米の差別的輸入禁止、昭和七年に於ける銃鐵關稅の引上げ、更に本邦紡績製品の原料としての印度棉を米國棉への代替、殊に昭和七年に於ける印度棉購入額が僅に九十一萬俵（米棉購入額は約三倍）に過ぎざりしが爲め印度は却て本邦に對し七千五百萬圓の入超となりしことは捨つ置くべきに非ずと思考した。元來第一次歐洲大戰後本邦より印度への輸出は益々増加し行くに反し、印度より本邦への輸入は本邦貿易の増進に比例して増加するに至らず（本邦側統計による本邦より印度への輸出額の本邦總輸出額に對する比率は大正二年に於て四・七%なりしものが、昭和四年には九・二%、昭和七年には一三・六%に増加し、之に對し印度より本邦への輸入額は大正二年に於て二三・七%なりしものが、昭和四年には一五・三%、同七年には八・二%に減少した）之を印度側統計に付て見るも本邦より印度への輸入は本章第二十五表中に示したるが如く大正二年に於て總輸入額中の二・六%に過ぎざりしものが、昭和七年には一四・四%の多きに及んだ。之に反し印度より本邦への輸出は大正二年に於て總輸出額中の九・三%を占めたるものが、昭和七年には八・七%に下降した。更に昭和四年に於て印度は日本に對し一億千萬「ルーピー」の輸出超過なりしものが、昭和七年には七千六百萬「ルーピー」の輸入超

過となつた。加之曩に本章第十五表中に示したるが如く邦圓對外爲替相場の下落と製造技術の向上とにより本邦の輸出綿布の平均相場は昭和四年に於ては毎碼五片三即ち其の英國綿布との價格差は僅に一片二に過ぎざりしものが、昭和五年には三片九、昭和六年には三片七に下落し、更に昭和七年には二片七に暴落し、同年に於ける英國産の平均單價四片八に比し約半額に近きものとなつた。從て日本産に對し從價七割五分を課し、英國産に對し從價二割五分を課するも日本産の方甚しく有利となる勘定であつたが故に、日本産に對しては最早産業防護法に基き差別的に一層の高關稅を賦課するか又は差別的輸入制限を行ふの外印度産及英國産共之に競争し得ざるものと認めたるものである。(尤も印度側統計によれば昭和七―八年輸入價格を基礎とし本邦産に從價七割五分を課せば英國産品は從價二割五分の特惠關稅の下に競争し得べき勘定であつた。第三十八表参照)更に亦本邦關稅制度の缺陷として日印通商條約存續の爲め印度は最早何等關稅上の利益を有せざることゝなつたことも間接の原因と認めらる。

上記説明したるところにより明白なる通り昭和八年四月十日印度政府が日印通商條約の廢棄通告を敢てせる所以は一面國內製産の綿布が本邦産綿布の爲め競争に堪え得ざるに至り、他面本邦の印度よりの棉花買付額が大戦後漸減し、昭和七年に於て其の極點に達せることが主要原因である。依て當時の齋藤内閣に於ける内田(康哉)外相は本邦民間當業者團體が敢行せる印棉不買の如き報復手段のみにより之れが解決を求むることの甚だ危険なるを認め此の際互惠の基礎の下に印度との間に新たに通商協定締結の交渉を開始するを可とするの方針に決し、右旨英國政府に通報し印度政府の意向を伺はしむることゝした。印度政府に於ては印棉が本邦紡績業者に採り必要原料なるが爲め、よもや本邦當業者に於て上記印棉不買の如き強硬なる態度に出でざるべきを豫想し居たることとて此の儘放任するべからざるものと認めたる矢先にて、新條約交渉に關する本邦政府よりの申入れを快諾し至急之が商議を印度首都「デリー」に於て開始したき旨を回答した。茲に於て内田外相は本邦側交渉代表として特命全權公使澤田節藏、商工省貿易局長

寺尾進兩氏を派遣し、之に在「カルカッタ」三宅總領事(哲一郎)をも加ふることとした。同時に當業者側代表として大日本紡績聯合會より伊藤、岡田氏等を顧問として本邦側代表に隨伴せしむることとし更に倫敦日英民間會商の爲め渡英し居りたる門野重九郎氏及在英松山(晋次郎)商務官をも同様顧問として印度會商に参加せしむることとした。澤田代表一行は昭和八年九月印度に向け本邦を出發したるが澤田、寺尾兩代表に對しては八月二十三日付を以て同通商交渉に關する訓令が手交せられた。同訓令は當時に於ける外務省來栖(三郎)通商局長の手に於て關係各省及外務省専門家の意見を参照し決定せるものなるが其の要領は左記の通りであつた。

第一 日印兩國間に無條約状態を避くる目的を以て(明治三十七年の通商條約失効期は昭和八年十月十日)新條約又は其の他協定締結の爲め商議を行ふこと。

第二 前項條約又は協定に於ては兩國生産物の關稅に付相互に最惠國待遇を與ふるを約すること。又輸出入の禁止制限に付ては我方に於て米を除外し得る場合に於ては相互に最惠國待遇を與ふることを約し差支なきこと。

第三 印度向本邦重要輸出品中の特定貨物に付印度政府をして稅率の最高限を協定せしむること。之に對する對價としては本邦側に於て必要に應じ當該物品の本邦よりの輸出數量又は價格に付統制を行ひ差支なきこと。

第四 交渉上必要ある場合に於ては印度より本邦への輸入品中の特定貨物に付本邦關稅率の引下げ又は据置を約するも止むを得ざるべきこと。

第五 印度に於ける本邦船の沿岸貿易の開放に付ては我方より何等の提議を爲さざること。

第六 將來に於ける日印間貿易の維持に關し新協定中に或種の規定を設くること。

右方針第一に關し印度は條約締結權を有せず從て之を正式條約と爲す爲めには英國政府との間に正式外交手段を採ること、即ち駐英松平(恒雄)大使をして英國政府との間に更に交渉を開始し英國政府との間に新條約を締結するの

必要があつた。併し現交渉案件の核心たる關稅問題は印度の財政自主權の範圍に屬するを以て英國政府に於ては澤田代表等が印度政府と妥結を得たるものは英國政府に於て毫も干渉を加へず何等實質的變更を加へず其の儘英國政府外務當局をして在英松平大使との間に調印せしむへしとの打合が豫め日英兩國政府との間に成立したのである。尤も澤田代表等に對しては日印間の合意成立したる後英國政府に於て右合意を外交文書として效力を發生せしむる迄の期間に於ては日印双方共例へば印棉不買の撤回又は關稅の引下げ等直ちに實行し得べきものは直ちに之を實行することに豫め話を遂ぐべきこと並に商議繼續中現行條約が十月十日に至り失效するが如き場合に至らば日印間の合意成立に至る迄日印兩國間の生産物に對し關稅上の差別待遇は出來るだけ排除すべきことに付き適當の機會に話を付くべきことを併せ訓令せられた。

第二方針に關し本邦としては其の傳統的主張として關稅に關し無條件最惠國待遇の交換を希望する次第なるも印度側に於ては右に不満足にて明治三十七年の通商條約を廢棄したる次第なるに付本邦として右最惠國待遇交換の對價としては方針第三に基き印度が國內産業の保護上本邦品との競争を惧るゝ特定貨物例へば綿布、人絹等に對しては印度への輸出數量及輸出價格を當該貨物の本邦に於ける輸出商の團體に於て印度政府の希望を參酌し其の數量、價格の兩者又は其の中一に付一定の統制を加ふることを同意すべく、又之に關聯し方針第三及第四に於て相互輸出の特定産物の關稅に關し互惠關稅協定を爲すべきことも辭せざるべしと爲したのである。尤も右關稅に關する最惠國待遇の解釋に付ては明治三十七年の日印通商條約に付き本邦に於て主張したる如く英帝國特惠關稅をも之を包含すべきものとなすべきや否やに付ては此の際之を主張するも到底英國政府に於て同意せざるべきこと明かであつた。依て日印交渉の際は英帝國特惠問題と最惠國待遇とに關する解釋問題は之に觸れざる方針であつた。

次に方針第二後段輸出入制限禁止に關し最惠國待遇交換を約することは是非本邦政府の傳統的主張であつたが、昭和三年三月本邦に於ける米穀管理令強化の關係上農林當局に於ては右に關し印度との間に最惠國待遇の交換を約することに付強硬なる反對をなしたる爲め右様不徹底なる決定を見たのである。尤も「ラングーン」米の輸入に關し差別的制限禁止を爲し居ることに付ては既に英國政府より強硬なる抗議を受け居る次第なれば、外務當局としては日印交渉の際には右差別的待遇を除去すること、即ち「ラングーン」米に對しても暹羅其の他條約國産輸入米と同様の待遇を與ふることを約すると共に同時に米穀の輸入制限は日暹條約第四條に於て例外として規定するところの公安に關するものと解釋し、爾後暹羅米の輸入にも同令を適用することに態度を變更するを可とするの意見を提出し且つ暹羅よりは主として屑米が輸入せられ、印度其の他よりは屑米の輸入は殆どなき實情なるに付同管理令の下に爾後特例として屑米のみに對し輸入制限令を緩和し一般米穀に對しては條約國全部に對し輸入を禁止制限すること差支なしとした。然るに農林當局に於ては依然として米穀の輸入禁止制限に付印度に對し最惠國待遇を約することを強硬に拒否したのである。尙其後農林當局に於ては前記外務當局に於て日暹條約第四條に對する解釋を變更したるを利用し暹羅に對しても輸入制限禁止を實行するのみか、屑米に對しても其の除外例を設けることを承認せず、之が爲め其後暹羅との間に困難なる通商交渉を惹起するに至つた。

訓令第三に關し本邦政府に於ては綿布に付左記方針を採るべきことを重ねて決定した。

(一) 綿布の印度關稅率は從價五割に引下げを要求すべく之に對し我方としては對印輸出數量の統制を爲すことを約し差支なきも價格の統制は承諾せざるべきこと。

(二) 印度に於て上記綿布の關稅率を從價五割に引下げること承諾する場合に於ては綿布の印度への輸入量最高限度を一九三二年—一九三三年(昭和七年四月乃至昭和八年三月)に於ける印度貿易統計所載數量(五七八、五二九千碼)に限定すべきことに同意すること。尤も止むを得ざる場合は右數量を最近三ヶ年即ち一九三〇年乃至一九

三二年又は最近五ヶ年即ち一九二八年乃至一九三二年平均輸入數量に限定するも差支なきこと、而して右輸出數量統制は對印綿布輸出組合を設立し政府の監督の下に之を行はしむること。(附屬第三十五表參照)

(三) 若し印度に於て綿布の輸入關稅を五割に引下ぐることを同意せざる場合に於ては現行從價七割五分を据置き其の代りに輸入數量に制限を附せざるべきことを約せしむること。

(四) 最後の讓歩案としては關稅を從價七割五分に据置き輸入數量を一九三二年(昭和七年)輸入數量と限定せられざるも差支なきこと。

因に本邦統計による昭和三年(一九二八年)乃至昭和七年(一九三二年)に於ける本邦綿布輸出數量及價額は次の如くであり、上記方針(三)及(四)の一九三二年の基準量に照應する昭和七年輸出數量は六四四、六八五千碼であり、基準量に相應する最近三ヶ年即ち昭和五年乃至七年平均輸出量は四八四、四四九千碼であり、又最近五ヶ年平均による場合に於ては四七八、四三二千碼となる計算であつた。

第三十五表 昭和三年乃至七年間に於ける對印本邦綿布輸出量及價額表

年次	數量(千碼)	價額(千圓)
昭和三年	三五七、七一〇	七〇、一八五
昭和四年	五八一、一〇五	一〇九、一三九
昭和五年	四〇四、二五一	六一、二一六
昭和六年	四〇四、四一一	四九、八六六
昭和七年	六四四、六八五	八〇、六五三
昭和五年—七年三年平均	四八四、四四九	六七、二四五
昭和三年—七年五年平均	四七八、四三二	七四、二二二

茲に本邦政府に於て上記方針を採用するに至つた所以を考ふるに當時本邦當局に於ては未だ英國政府が一九三二年(昭和七年)の「インポート・デュテイス・アクト」の下に「アルゼンチン」等との間に求償主義の下に互惠協定を締結せんとするが如き機運に至り居ることを充分了解せざりしに付輸出統制の強化により先方の關稅引上げを阻止せんとする點に主眼を置きたるものであつた。方針第四に於て交渉上必要ある場合には印度より本邦への主要輸入品たる棉花、銑鐵、黃麻、革類、鉛等に付無稅又は現行本邦關稅率の据置を爲すべく、就中革類、鉛等に於ては稅率の引下げをも考慮するの餘地ありと定めたるも、右丈けにては印度をして綿布に對する關稅の引下げ据置又は輸入自由を約せしむる對價としては不充分なるに付本邦側に於て自制的に輸出額に制限を加ふることにより先方側を満足せしめんとする従來の政策を併用せんとしたるものに外ならない。又一般歐洲諸國に於けるが如く本邦に於ては貿易の國營又は輸入制限制度を實行し居らざる關係上印度に對して一定量の棉花購入を約すると云ふが如きことも不可能なりとした次第である。

更に方針第三に關し印度向本邦重要輸出品中綿布と直接競争關係にある人絹織物及人絹交織物に付ては印度に於て綿布同様關稅引上げの虞ありたるを以て右に關する本邦政府の態度を豫め決定し置くこととした。即ち是等關稅引上げは未だ印度側に於て表面之を問題と爲し居らざるに付本邦側としては出來得る丈け之に觸れざるを可とすること、若し印度當局にして之を交渉の題目と爲さんことを要求し來りたる場合に於ては我方に於ては當業者をして印度向本品に對し輸出價格の統制を爲すべきこと其の代りに先方をして現行稅率(昭和八年三月以降純人絹布は從價五割より一方碼に付四アンナ、即ち從價十五割乃至二十割に、人絹交織布は從價三四三四%より一方碼に付二一四アンナ即ち從價五割に引上ぐ)の据置を要求すべきこと。茲に先方に於て右稅率据置を承諾したる場合に於ては對印人絹輸出組合を設立して政府の監督の下に人絹織物の印度沖着値段に對し最低價格を適當程度に維持する方法を講ぜしむべし。

く、尤も人絹織物の場合には綿布と異り萬止むを得ざる場合の外數量統制は應ぜざるべきことを可とした。人絹以外他の一般雜貨に付ても最惠國待遇を要求すべく、尤も若し先方に於て特定品目に付産業保護法發動の必要を主張する場合には先方に於て豫め之を我方に通告すべく我方に於ては右通告により之れが發動を免るゝ爲め適當なる統制を爲すべきことを約するも差支なしとした。

方針第五に付戦後條約改正方針によれば通商自由主義の見地より沿岸貿易の相互解放を約せしむるを可としたが、當時は既に本邦通信當局に於て保守主義を採るに至り、印度に對して本邦沿岸貿易を開放するときは英米獨等の諸國は無條件に之に均霑するに至るべしと反對し旁々此の際は日英兩國間に印度に付ても別に何等約束を爲さず現状の儘に推移せしむるを可と認め若し印度側の希望ある場合には當時ラングーン、カルカッタ、孟買間等に隨時米穀の運送をなし居る山下汽船會社の貨物船を引揚ぐるも止むを得ずとし其の後事實之れを引揚げた。

方針第六に付ては假りに新協定に於て本邦提案の如く無條件最惠國待遇を約するも若し將來先方に於て主として本邦より輸入せらるゝ物品のみに對し特別高率なる關稅を制定し、又は輸入制限を爲すが如き場合に於ては本邦より印度への輸出は事實不可能となり而も條約の明文上抗議の餘地なき次第なるを以て新協定中には大戰後締結の英獨新條約等に倣ひ「日本及印度兩國の何れかの一方が將來關稅率の引上を爲すに當りては相手國の貿易に甚しき影響を與へざらむことに考慮を加ふべく又引上に依り相手國の貿易に甚しき影響を與へたるときは該相手國の申出に依り兩締約國は兩國間貿易上の利益を調和する爲直に商議を開くべき」旨の約定を附屬せしむる様努むべきを訓令した。

之を要するに内田外相より澤田代表等へ下付せられた新協定に對する訓令は(一)印度側に對し綿布の關稅を從價七割五分より從價五割に引下ぐべきこと、右に對する代償としては對印綿布輸出量を當業者をして自制せしむべく而して右自制輸出量は出來得べくは昭和七年に於ける對印綿布輸出量五億乃至六億碼と協定したきも止むを得ざれば過去三

ヶ年間又は五ヶ年の平均輸出數量たる四億乃至五億碼に制限するも差支なきこと、(二)人絹其の他の一般雜貨に付ては最惠國待遇の確保を以て満足するも印度側の希望によりては輸出價格の上にて輸出統制を行ふべきこと、(三)相互主義の下に相互主要產品十數税目に付關稅協定を行ふも差支なきこと、(四)輸出入禁止制限に關する最惠國待遇、沿岸貿易の許否及英特惠關稅問題に付ては何等の規定を設けざるを以て可とすること等であつた。換言すれば昭和七年以降本邦圓爲替安の爲め生じたる本邦輸出貿易上の利益なる地位を出來る丈け保持したきこと而して之が爲めには對印重要輸出品の數量及價格に對し民間團體の手に於て統制を加へ差支なしと云ふに重點を置けるものであつた。從て進んで互惠主義下にて本邦側に於ける棉花其他印度より本邦主要輸入貨物の購入量等に對し特別保障を附與し、之を代償として本邦産綿布及雜貨に對する印度に於ける好遇を獲得せんとする迄には至らなかつた。然るに澤田代表等が愈々印度全權と「シムラ」に於て會商するに及んでは右等方針にては不充分なることが判明した。即ち印度側に於ては本邦側の綿布の一定量輸入許可に對する要求を適當程度迄同意すべきを回答すると共に之が代償として本邦側に於ても毎年一定數量の印度棉花の買付を爲すべきことを約すべしと強硬に主張し始めた。右印度側の要求は本邦側に於て強ひて反對するところに非ざりしも、本邦に於て法制上一般物品に對し輸入自由の主義を採用し居るにより印度棉花の一定量の買付、即ち輸入許可量を政府の責任を以て約するを得ざる次第であつた。依て右印度側綿布の買付と本邦側棉花の買付との間に所謂バーター制を設定するところの方式を決定する爲め種々困難なる討議を重ねることを必要とした。結局過去に於ける實績を參考として上記綿布と棉花との相互の間に交換量に付一定の基準を設け右の基準を中心として相互の對等すべき輸入量を増減せしむることとした。

既に述べたるが如く最近過去三ヶ年間で印度統計による一ヶ年平均本邦よりの綿布輸入量は四億千六百萬碼であり、之に對應する昭和五年乃至昭和七年三ヶ年平均本邦統計による印棉輸入量は四、〇九一、一七九擔(二四五千噸)即ち

百三十六萬俵であつた。併し右は昭和七年に於ける輸入量が僅に二、七三九、八四二擔（一六四千噸）即ち九十一萬俵に過ぎず（第三十三表参照）又本邦に於ける同年の印棉購入量が餘りに僅少なるが爲め印度に於て條約廢棄を敢てせる内情もある次第なれば印度に於ては右最近三ヶ年間平均本邦の印棉購入額を基準とすることに反對し同年を除外し基準輸入量を定むべきを主張した。（昭和三年乃至七年平均本邦統計印棉輸入量百四十七萬俵、昭和四年乃至昭和七年四ヶ年平均量百四十五萬俵、又輸入量の激減せる昭和七年を除外し、昭和四年乃至昭和六年三ヶ年平均輸入量は百六十三萬俵とす）過去の計數を雙方とも自己に有利なる様に引用し印度に於ては出來得るだけ本邦に棉花を購入せしめると同時に出來得るだけ綿布購入額を僅少ならしむるべき案を主張し本邦に於ては出來得るだけ最近年度に於ける印度の綿布輸出額を確保すると同時に出來得るだけ印度棉花の購入義務額を減少せしむる爲め折衝したが種々論議の結果結局一棉花年度に於て印度より棉花が百萬俵を日本に輸出したる場合に於ては之に對應する綿布年度に於ける日本綿布の對印輸出基準量を三億二千百萬碼と爲し若し印棉の日本向輸出量が百萬俵に足らざるときは綿布の割當量は右基準割當量よりの不足數量一萬俵又は五千俵を超える端數毎に二百萬碼を差引き、之に反し日本への棉花の輸出が基準量を超えるときは基準超過數量一萬俵又は五千俵を超える端數毎に百五十萬碼丈増加することとし同時に如何なる場合に於ても一綿布年度に於ける印度への綿布輸入量は四億碼（右に對應する棉花輸出量百五十萬俵）を超えることを得ずとした。尤も特定年度に於て棉花輸出量が之に對應する綿布輸入量を超える場合に於ては右棉花の超過輸出量は次の綿布年度に於ける綿布の割當量決定上日本へ輸出せらるべき印棉數量に加算すべきことを定めた。要言すれば本邦は印度に一ヶ年四億碼を超過せざる範圍内に於て綿布を輸出し、印度は右に對し百五十萬俵の棉花を日本に輸出し得べきことを原則とし若し日本に於て右百五十萬俵以上を購入する場合には右超過量を次年度に於ける購入量中に加算し得べしと云ふにあつた。更に上記四億碼の綿布が一時に輸入せられ印度市場を攪亂するが如きを防止せんが爲

め半期毎に區切り半期間に二億碼以上を輸入し得ざることとし、且つ本邦側に於て其の品種の如何を問はず年額四億碼の範圍迄輸出し得ることとする場合には本邦品との競争上英國産に於て最も苦痛を感ずる晒等の輸出に集中すべきことを處れ之れを防止せんが爲め品種別割當比率なるものを定め其の比率は生無地四割五分、縁付生地一割三分、晒八分、色地三割四分と爲した。而して右割當比率は大體過去に於ける印度への本邦綿布輸入割合より算出することとなつたが、印度側は英國に於て本邦品との競争上最も困難とするところの晒の割當量は之を最少限度とし、之に反し從量稅賦課の爲め印度國產品との競争上困難なる生無地に對しては最高の割當量を定めんことを希望したが、結局妥協の上生無地に付ては最近四年平均輸入割合を、晒に付ては當該品の輸入激増せし昭和七―八年を除外して比率を定め、右による不足分は色物に充當し、又別に生無地中より縁付無地なる一階級を特に定むることとした。尙上記四品種別に於ては一定の少範圍に於て相互の割當量の間融通量を認めたと。即ち同割當比率決定の参考となつた印度統計による日英等綿布輸入量の内容は次の如くであつた。

第三十六表 品種別綿布、綿絲及人絹の印度への國別輸入額表

備考 印度政府發行海上貿易統計表による單位は百萬碼とし、金額單位は百萬ルーピーとす。六
其の他の欄中生地に付ては支那、香港、米國等を包含し、晒たるものに付ては瑞西、蘭等を、色物に付ては伊、蘭、瑞西、海峽植民地、獨、白等を包含す。

年次	英國		日本		其他		合計
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	
昭和四年―五年	五二一	一一八	三九四	八九	一一三	九二六	二〇九
(一九二九年―三〇年)	(五六・二%)		(四二・五%)			(一〇〇・〇%)	

年次	英國			日本			其他			合計		
	數量	金額	割合	數量	金額	割合	數量	金額	割合	數量	金額	割合
昭和五年—六年	一四三	二八	(三九・二%)	二一八	四〇	(五九・八%)	三	一	(二・〇%)	三六五	六九	(一九・〇%)
昭和六年—七年	六〇	一〇	(二九・七%)	一八五	二九	(七四・三%)	五	一	(二・〇%)	二四九	三九	(一五・七%)
昭和七年—八年	一一一	一八	(三二・二%)	二四四	三三	(六八・五%)	一	〇・二	(二・〇%)	三五六	五一	(一四・三%)

(乙) 晒したるもの

年次	英國			日本			其他			合計		
	數量	金額	割合	數量	金額	割合	數量	金額	割合	數量	金額	割合
昭和四年—五年	四三六	一	(九二・二%)	一四	一	(二・九%)	二四	一	(二・〇%)	四七四	一	(二・〇%)
昭和五年—六年	二三〇	五二	(八四・七%)	二八	五	(一〇・三%)	一四	五	(四・〇%)	二七二	六二	(二二・七%)
昭和六年—七年	二〇七	四〇	(七〇・六%)	六〇	一〇	(二二・四%)	一三	四	(四・〇%)	二八〇	五三	(一八・九%)
昭和七年—八年	二八一	五三	(六八・二%)	二二〇	一六	(二九・二%)	一一	四	(一四・一%)	四一三	七三	(一七・七%)

(丙) 色物(捺染又は染めたるもの)

年次	英國			日本			其他			合計		
	數量	金額	割合	數量	金額	割合	數量	金額	割合	數量	金額	割合
昭和四年—五年	二七九	九五	(五七・六%)	一五四	三五	(三一・九%)	五〇	二二	(一〇・〇%)	四八三	一五一	(一〇・〇%)
昭和五年—六年	一四八	四五	(五九・八%)	七四	一四	(三〇・二%)	二〇	九	(二四・六%)	二四六	六八	(二七・六%)

年次	英國			日本			其他			合計		
	數量	金額	割合	數量	金額	割合	數量	金額	割合	數量	金額	割合
昭和六年—七年	一一〇	二九	(四九・三%)	九五	一六	(四二・一%)	一八	六	(二〇・〇%)	二三三	五一	(二一・三%)
昭和七年—八年	一九四	四九	(四五・七%)	二四	二九	(五・〇%)	一六	五	(四・二%)	四二五	八三	(一九・〇%)

(丁) 綿布輸入總額

年次	英國			日本			其他			合計		
	數量	金額	割合	數量	金額	割合	數量	金額	割合	數量	金額	割合
昭和四年—五年	一、二三六	一	(一、二%)	五六二	一	(一、一%)	八五	一	(一、一%)	一、八八三	一	(一、一%)
昭和五年—六年	五二一	一二五	(二四・一%)	三三〇	五九	(一四・一%)	四二	一五	(三・九%)	八八三	一九九	(二二・三%)
昭和六年—七年	三七七	七九	(二〇・七%)	三四〇	五五	(一四・一%)	三五	九	(二・四%)	七五二	一四三	(一九・〇%)
昭和七年—八年	五八六	一一九	(二〇・七%)	五七九	七八	(一四・一%)	二九	一〇	(二・二%)	一、一九四	二〇七	(一七・〇%)

第二 綿織絲(各種)

備考 單位數量は百萬斤、金額百萬ルービーとす。

其の他の中には支那、香港、伊、瑞西等を含むも其の大部分は支那よりの輸入に係るものとす。

年次	英國			日本			其他			合計		
	數量	金額	割合									
昭和五年—六年	一〇	一三	(四〇・九%)	七	八	(二四・一%)	一	一〇	(三三・〇%)	一八	三二	(一七・〇%)
昭和六年—七年	一一	二二	(三七・六%)	六	八	(一九・六%)	一四	一〇	(四二・八%)	二一	三二	(一五・〇%)
昭和七年—八年	一三	一三	(二五・五%)	一八	一六	(四〇・二%)	一四	九	(三三・三%)	四五	三八	(一〇・〇%)

第三 人絹布（綿との交織物を含む）

備考 單位數量百萬碼、金額は百萬ルーピー、其の他は獨、伊、瑞西、埃地利等なるも其の内伊國の輸入のもの大部分を占む。

年次	英國		日本		其他		合計額	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
昭和五年—六年	一	〇・四	二四	八	三	二	二八	一〇
昭和六年—七年	二	一	七五	二二	八	三	八五	二五
昭和七年—八年	四	二	一一五	二五	六	四	一二五	三一
第三十七表 印度へ輸入の本邦綿布品種別比率表（單位百萬碼）								
	輸入總額		生無地		晒		色物	
昭和四年—五年	五六二		三九四		一四		一五四	
昭和五年—六年	三三〇		二一八		二八		七四	
昭和六年—七年	三四〇		一八五		六〇		九五	
以上三ヶ年平均	四〇七		二六六		三四		一〇七	
同上割合	一〇〇%		六五・四%		八・四%		二六・二%	
昭和七年—八年	五七八		二四四		一一〇		二二四	
以上四ヶ年平均	四五〇		二六〇		五六		一三四	
同上割合	一〇〇%		五七・八%		一二・四%		二九・八%	

第三十八表 印度輸入綿布平均單價表（一碼に付）

備考 本表は第三十六表第一の(甲)、(乙)、(丙)より作成す。

年次	(甲) 生のもの (ルーピー)		日本	總輸入額
	英國	日本		
昭和四年—五年	〇・二二六	〇・二二六	〇・二二六	〇・二二七
昭和五年—六年	〇・一九七	〇・二二五	〇・二二五	〇・一八八
昭和六年—七年	〇・二六一	〇・一五六	〇・一五六	〇・一五七
昭和七年—八年	〇・一五八	〇・一三五	〇・一三五	〇・一四二
(乙) 晒したるもの				
昭和四年—五年				
昭和五年—六年	〇・二二七	〇・一八二	〇・一八二	〇・二二九
昭和六年—七年	〇・一九五	〇・一五九	〇・一五九	〇・一九一
昭和七年—八年	〇・一八九	〇・一三六	〇・一三六	〇・一七七
(丙) 色物				
昭和四年—五年	〇・三四一	〇・二二三	〇・二二三	〇・三三三
昭和五年—六年	〇・三〇三	〇・一九七	〇・一九七	〇・二七七
昭和六年—七年	〇・二五九	〇・一七二	〇・一七二	〇・二二七
昭和七年—八年	〇・二五一	〇・一六七	〇・一六七	〇・一九六

上記新日印通商條約の中核とも云ふべき綿布、棉花に關する「バーター」制は昭和九年七月十二日倫敦調印の同條約附屬議定書として規定せられたが、其の要領を特記すれば次の如くである。

(一) 本議定書に於て「棉花年度」なる用語は一月一日に始まる一年を意味し、「綿布年度」なる用語は四月一日に始まる一年を意味す。或棉花年度と當該棉花年度中に於て開始する綿布年度とは「對應する」と稱せらる。「碼」とは長さの碼を意味す。

(三) 印度に於ける日本綿布の輸入關稅は左の率を超えざるべし。

(イ) 生無地 從價五割又は每ポンド五アンナ四分の一の何れか高き方

(ロ) 其他 從價五割

將來印度政府が生無地以外の綿布に從量稅を課する場合に於ては、日本綿布に對し每ポンド五アンナ四分の一を超ゆる稅を課せざるべし。

(四) 一棉花年度に於て印度より棉花百萬俵を日本に輸出したる時は、之に對應する綿布年度に於ける日本綿布の對印輸出は、基準割當量三億二千百萬碼とす。

(ロ) 一棉花年度に於ける印棉の日本向輸出が百萬俵に足らざる時は、之に對應する綿布年度に對する綿布の割當量は、基準割當量より右不足數量一萬俵毎に又は五千俵を超ゆる其の端數に付二百萬碼丈け差引けるものとす。

(ハ) 一棉花年度に於ける印度より日本への棉花の輸出が百萬俵を超ゆるときは、之に對應する綿布年度に對する綿布の割當量は、基準割當量に右超過數量一萬俵毎に又は五千俵を超ゆる其の端數に付百五十萬碼丈け加へたるものとす。

尤も綿布の割當量は、何れの場合に於ても一綿布年度に對し四億碼を超ゆることを得ず。

(ニ) 一棉花年度に於ける印度より日本への棉花の輸出が百五十萬俵を超ゆるときは、右超過數量は次期棉花年度に對應する綿布年度に對する綿布の割當量決定上、右次期棉花年度に於て日本へ輸出せらるる印棉數量に加算せらる。

(ホ) 綿布割當量に關する計算上再輸出せられたる一切の棉花及綿布の量は之を除外すべし。

(四)イ) 一綿布年度の前半期中に日本より印度へ輸出し得べき綿布の割當量は二億碼とす。

尤も一綿布年度の前半期に於て日本より印度への綿布の輸出が、右綿布年度の全年に對する割當量を超ゆるときは、次期綿布年度の前半期に對する割當量は二億碼より右の超過數量を差引けるものとす。

(ロ) 一綿布年度の後半期中に日本より印度へ輸出し得べき綿布の割當量は、右全年度に對する割當量より二億碼を差引けるものとす。

尤も一綿布年度の前半期に於て、日本より印度へ輸出せられたる數量が二億碼又は次項の規定により二億碼より増加せられ、又は夫より減少せられたる前半期割當量に充たざるときは、右綿布年度の後半期に對する割當量には右不足數量を加算すべし。但し該加算量は二千萬碼を超えざるものとす。

(四) 以上の規定に拘らず

(イ) 一綿布年度に於て日本より印度へ輸出せられたる綿布數量が、右年度に對する割當量に達せざるときは、當該不足數量を次期綿布年度の前半期に對する割當量に加算すべし。但し該加算量は二千萬碼を超えざるものとす。

(ロ) 本議定書の終了すべき最終綿布年度以外の綿布年度に於ては、右年度に對する割當量の外に綿布二千萬碼を超えざる數量を日本より印度へ輸出し得べし。

尤も右割當量外の輸出數量は、次期綿布年度の前半期に對する割當量より控除するものとす。

(六) 本議定書が綿布年度の始期たる四月一日以外の時に於て效力を發生するときは、本議定書の適用上第一棉花年度は一九三四年一月一日に始まり、第一綿布年度は一九三四年四月一日に始まるものと看做すべし。

(七)イ) 一綿布年度に對する割當量は左の四品種に對し左の割合を以て細別割當せらる。

生 無 地 四割五分 縁附生地 一割三分
 晒(白)地 八分 色(捺染、無地染又は絲染)地 三割四分

尚左記(ロ)の規定に依る外一綿布年度に於ける各品種綿布の輸出は右割當分量を超越することを得ず。

(ロ) 一の細別割當量より他の細別割當量への移譲は、左の條件に従ひて之を爲すことを得。

(甲) 縁附生地又は晒(白)地に對する細別割當量にありては、當該細別割當量の二割以下の數量を移譲することを得。其の他の細別割當量にありては、當該細別割當量の二割以下の數量を移譲することを得。

(乙) 縁附生地又は晒(白)地に對する細別割當量は、當該細別割當量の二割より多くは増加することを得ず。其の他の細別割當量は當該割當量の二割より多くは増加することを得ず。

(丙) 全綿布年度に對する割當量は右移譲に依り増加することを得ず。

(ハ) 本項の原則は前項(五)の規定に依り割當量以上に輸出せらるる綿布數量に對しても同様に適用せらる。

(イ) 本議定書は基本條約第二條及第三條の規定に對し何等の影響を及ぼさざるものとす。

(ウ) 本議定書は基本條約と同時に實施せられ、一九三七年三月三十一日迄有效なり。

昭和八年九月印度「シムラ」に於て開催せられたる日印通商交渉は日印兩國が對手國より購入すべき棉花及綿布の輸入量に關しバーター制を設定する問題を中心とした。而して右専門的難問題が解決すると共に他の諸問題は比較的容易に妥結を得昭和九年一月五日には一切の交渉を了し八日より印棉不買の撤回、印度に於ける綿布關稅の從價五割の還元實行され同四月十九日には「シムラ」に於て兩國代表間に日印通商條約に對し假調印を了し、之が内容は本邦政府に於ては同年七月二十三日公表するに至つた。其の後本條約は七月十二日倫敦に於て帝國全權松平大使と英國全權サー・ジョン・サイモン・サイモン外相及サー・サミュエル・ホーア印度相との間に正式に署名調印せられ、昭和九年九月十

四日兩國に於ける批准書通知を完了し、同日より實施を見るに至つた。

新日印通商條約は基本條約五ヶ條と議定書とより成り、基本條約第一條に於ては本條約の適用區域は日本國側に於ては日本の領土及其の管治する地域印度側に於ては英領印度及英國皇帝との條約其の他により本條約の規定に關し英領印度と同一の地位に置かるべき印度内諸土侯なるを定め、第二條に於ては相互輸入品に付輸入税に關する最惠國待遇を定め、第三條に於ては印度側の希望により圓對ルーピーの爲替相場が相當程度下落する場合に於ては第二條に拘らず特に高き關稅を課し得べきこととする爲め左記規定を設けた。

一九三三年(昭和八年)十二月三十一日後に於ける圓對ルーピーの爲替比價變動の影響を是正する爲印度政府は其の必要と認むる率にて日本品の印度への輸入に關し、別國品に課せらるる所と異なるか又は之より高き特別關稅を課し、又は隨時之が變更を爲すの權利を有すべし。尤も前記の率が少くとも五週間以上實施せられたる後に非ざれば之を變更せざるものとす。

右特別關稅を課し若くは變更する場合、又は日本政府より之が變更を要求せられたる場合には、印度政府は日本品の輸出價格を騰貴せしむべき一切の關係要因に付十分考慮を拂ふべく、且其の率は爲替變動の影響を是正するに必要なる限度に止むべし。

相互的に日本政府は同様の情況の下に、且同様の條件に従ひ印度品に對し前記同様の特別關稅を課し、又は之が變更を爲すの權利を有す。但し右權利はルーピー對圓の爲替比價が法定価即七十三錢二厘未滿に低落するに非ざれば發生せざるものとす。

第四條に於ては上記内田外相より本邦代表宛訓令第六により將來に於ける日印貿易關係維持に關し、「一方ノ國ノ關稅變更カ相手國ノ貿易上ノ利益ニ相當ノ惡影響ヲ及ホシタル場合ハ、該相手國政府ノ要求ニ基キ日印兩政府ハ能フ

限り兩國ノ利益ヲ調節スル目的ヲ以テ直ニ商議スヘシ。」なる規定を設け、第五條に於ては「批准書ハ成ルヘク速ニロンドンニ於テ交換セラルヘシ、尤モ本條約ハ批准書交換ニ先テ兩締約國ノ相互ニ行フ批准書完成ノ通知ノ内、後ニ爲サレタル通知ノ日ヨリ實施セラルヘシ。」と定め、第六條に於て「本條約ハ一九三七年（昭和十二年）三月三十一日迄有效トシ、締約國何レモ本條約ヲ終了セシムルノ意思ヲ右ノ日ヨリ六月前ニ他方ニ通告セサル場合ニハ、本條約ハ締約國ノ一方カ他方ニ對シ之カ終了ノ通告ヲ爲シタル日ヨリ六月ノ期間滿了スル迄引續キ效力ヲ有ス」と規定した。

新日印通商條約が公表せられたる際當業者の一部に於ては過去の實績と本邦紡績術發達の結果として毎年百五十萬俵と云ふが如き多額の印棉は到底本邦に於て需要するを得ざるが故に綿布四億碼の輸出を確保することを得ず、殊に本邦側に於て従量税賦課の爲め印度産との競争上輸出を最も困難とする生無地を協定制當比率量迄輸出することは到底不可能であると反對したるが有力であつた。併し同條約實施後に於ける成績を見るに本邦側に於て一方印棉の輸入に努めたるを以て毎年差したる困難なくして百五十萬俵以上を輸入することを得、尙相當の超過數量を次年度に持越すことを得た。他方印度に輸入し得べき綿布の品種別に關しても議定書の實施の爲め新たに設立せられたる對印輸出綿布組合に於て適當なる統制規定を定め之れにより例へば組合員中生無地を輸出するものに對しては種々の獎勵方法を講じ、之に反し晒等を輸出するものに對しては高率の統制手数料を徴する等の方法により各品種に對し毎年略々協定量迄輸出するを得た。其の他協定外の「フェンツ」及協定區域外「カット」、「カチェワル」地方への輸出をも加算したる本邦統計所載協定締結後に於ける印度への輸出量は次表に示すが如く優に毎年四億碼以上の輸出を掲げするを得た。従て日印新條約の調印は現狀を維持せる點に於ては大體に於て成功と云はざるべからざるも、四億碼最高限度を設けたる爲め其後日印貿易は雜貨の輸出によらざれば増進の途なきに至り、又條約實施後年の進むと共に印度國産との關係上生無地の輸出量を維持すること至難となつた。茲に於て生無地の輸出比率を減少して「晒」又は「色物」

に移すに非れば到底四億碼の輸出を確保し得べからざることとなり、本點は次期に於ける改正に於て必ず取上げられざるべからざることとなつた。要するに新日印條約の缺陷は本邦への輸出量を過去に於ける實績を維持する點に主眼を置きたる點に在つた。當時外務省専門家の間又は日本國際協會經濟委員會報告等に於て主張せられたるが如く本邦より印度への輸出量最高限を印度國內紡績業の生産量に聯關せしめ後者の増加と共に前者の輸出量最高限をも増加せしめ得べき餘地を設け置くを得ば頗る適當と言はざるを得なかつた。蓋し恰も日印條約廢棄通告後の昭和八年五月には昭和五年締結の日支互惠條約も満期となり爾後支那排日關稅の實施により支那への本邦輸出品は抑壓せらるゝに至りたる際、更に斯く昭和九年の日印通商條約の締結により本邦對印綿布の輸出に付最高限が定められたることは、米國及印度以外の英領諸方面に對する本邦輸出の梗塞と相俟つて、本邦の對外經濟發展を困難ならしめた。

「シムラ」に於て日印條約に關する諸重要問題の交渉完結せる際、英國政府は、大戰後列國と締結せる新條約に於ける例を襲踏するものとして、新日印條約中にも、同條約の最惠國待遇の範圍には印度が英本國又は他の英領土に附與する特惠を包含せざるべき旨を明かにする一ヶ條を挿入したきことを要求した。然るに、本邦に於ては國際聯盟の一員と迄なり居る英國自治領及印度と本國との間の特惠關係を最惠國待遇の除外例として容認することは上記明治三十七年日印條約の解釋上又は多年諸國際會議に於て反對し來り居るものなるに付到底之を應諾するを得ずとし、若し英國政府に於て強ひて主張する場合に於ては之と交換的に本邦に對し滿洲國又は其の他陸境諸國よりの輸入貨物に對し特惠關稅を設定し得べき自由を承認すべしと回答した。右に對し印度側は銑鐵を右特惠關稅の範圍より除外する場合には妥協すべき意向を表明したるも本邦としては滿洲産銑鐵輸入上右の如き除外例を設くることを欲しなかつた。斯くて最惠國待遇と英帝國特惠關稅との關係の爲め最後の段階に至り日印交渉は暗礁に乗上げたが、結局本點は何等

之に觸るゝ規定を設けず、新日印條約中には單に輸入税に關する最惠國待遇を規定すること即ち英特惠關稅問題に付ては本邦に於て其の主張を依然留保することとして調印することとなつた。尙澤田代表等の本邦出發の際の訓令中に言及せられた沿岸貿易の許與、輸入禁止制限に關する最惠國待遇及印度産銑鐵其の他に關する關稅協定問題に付ては人絹等の雜貨に關する關稅及割當量に關する問題同様何等交渉中商議行はれずして止んだ。蓋し沿岸貿易問題に付ては其後山下汽船等が其の所屬船を印度航路より引揚げしめたるにより印度側船業者の反對止みたる爲め、又ラングーン米輸入禁止問題に付ては印度より緬甸が分離するの形勢に在り、更に印度は鐵鋼業發達の爲め銑鐵を強ひて日本に輸出するの必要なきに至りたる爲め何れも印度に採り餘り重要視せざるに至つたからである。人絹及雜貨に關する關稅引上問題は日印會商開始の際當業者に於て大に虞れたるところなりしも交渉の主眼たりし綿布に關する大問題決定すると同時に最早是等の問題には言及することなしに交渉を打切ることとなつた。

第五款 日印通商條約の實績及其の改訂

前款所述の昭和九年七月十二日倫敦調印日本印度間通商に關する條約附屬議定書即ち所謂綿布協定は有効期間を三ヶ年とし、其の始期を同年四月一日よりとせるに付昭和十二年三月三十一日を以て滿期となつた。依て日本政府は有效期限滿期に先ち、之れを改善の上存續せしむるの目的を以て其の前年七月下旬頃より印度政廳の夏季所在地たる「シムラ」に於て在カルカッタ米澤（菊二）總領事をして交渉を開始せしめた。同總領事は種々折衝を重ねたる後漸くにして昭和十二年四月十二日印度政廳の冬季所在地「ニュー・デリー」に於て改訂日印議定書に假調印することを得た。之と不可分の關係にある日印通商條約は六ヶ月前に通告を爲したる場合に限り右昭和十二年三月三十一日限り失效せしめ得べきこととなり居るところ、英國政府は綿布協定に關する交渉を促進せしめんが爲め昭和十一年十月

二十一日付を以て廢棄の通告を爲した。然るに其後上記の通り綿布協定に關する議定書の假調印を見るに至りたるに付昭和十二年四月十三日付を以て英國政府は廢棄の通告を撤回した。蓋し本邦政府に於ても本條約の改訂には觸れず、主として綿布協定の改訂のみを協議すべき方針を採つたのである。

前述の如く昭和九年七月調印の日印通商條約附屬議定書に於ては印度への本邦産綿布輸入量と印度産棉花の本邦購入量との間に所謂バーター制を規定し居れるが、前者に付ては(一)是等日本より輸入せらるべき綿布關稅の最高限度は(イ)生無地に對しては從價五割又は毎封度五アンナ四分の一の孰れか高き方、(ロ)其の他に對しては從價五割と定め、(ニ)一ヶ年間に輸入せらるべき綿布輸入量は棉花の購入量が百五十萬俵以上に達するを條件として四億碼と定めらるゝも、(三)前記最高四億碼の範圍内に於て本邦は隨意に其の希望する品種を輸入することを得る譯には非ず、所謂品種別制限の下に生無地は總輸入額中の四割五分、緣付生地は一割三分、晒は八分、色物は三割四分と記載せられ其の相互間に一定少範圍の融通量を許與して居る。蓋し右の中(一)は印度が本邦綿布に對し從價七割五分の高關稅を課し、更に産業防護法を適用して一層の高關稅を課せんとせしが爲め之を防止する爲め規定せられたものであり、(二)は印度國內紡績業の保護と棉作保護との爲め日本綿布の輸入と印棉買付量との間に所謂リンク制を設けたものであり、(三)は主として英本國より印度に輸入せらるゝ緣付生地、白地及色物の如き精製綿布に對し日本産品との競争を防護せんが爲め是等品種に對しては特に少なき割當量を定めたるものである。

而して昭和九年七月日印通商條約實施後に於ける成績を見るに本邦は毎年度最高限百五十萬俵以上の印度棉花を容易に輸入し得た。即ち初年度は二百五萬俵、第二年及第三年度は百六十萬俵以上の多きに及び、同協定當時當業者が懷きたる印棉の義務的購入量過大なりとの心配は杞憂に了つた。從て本邦は毎年度協定最高限四億碼の綿布を印度へ輸出の權利を得ることとなつたが、本邦より最も有利に輸出し得る白地及色物は前記僅少なる割當量の爲めに制限

せられ、之に反し割當量の多き生無地は生産費の安き印度産綿布に壓迫せられ、又之と競争せんが爲め價格を引下ぐれば特に高率なる毎封度五アツナ四分の一の従量税の適用を受くるが爲め毎年度辛うじて規定の割當量を輸出し得る程度に止つた。尤も前記各品種別間には協定上一定の融通量を認め居るも右に對しては嚴重なる制限を設け例へば白地に對しては其の割當量の二割、色物に對しては其の割當量の二割以下に限定し居るに付他より受くる融通量は僅少に止つた。是等の事情の下に印度側に於ては大體協定の目的を達し、協定前の年たる昭和七年に於て日本より印度への輸出一億九千二百萬圓、印度より日本への輸入一億一千七百萬圓、差引日本より見て七千六百萬圓の輸出超過なりしものが、協定満期の年たる昭和十一年には、日本より印度への輸出二億五千九百萬圓、印度より日本への輸入三億七千二百萬圓、差引き日本より見て一億一千三百萬圓の大輸入超過となつた。即ち印度は日印協定により一億八千九百萬圓の貿易尻を改善した勘定である。日本は協定外に置かれたセイロンを加算するも一億七千八百萬圓丈け貿易尻の悪化を見た勘定で、即ち第一次日印協定前後に於ける最近四ヶ年の日印間輸出入額を示せば左の通りである。

第三十九表 日印間綿布棉花及輸出入總額累年比較表

年次	輸 出		輸 入		輸出超過(+)又は輸入超過(-)
	備考	輸出(イロンを含む)	輸入(イロンを含む)	金額單位は千圓とす	
昭和七年		一九二,四九一 (八〇,六五二)	一一六,八六五 (九一,七四六)	(+)	七五,六二六
八 年		二〇五,一五四 (七一,四三三)	二〇四,七三七 (一六八,七九六)	(+)	四一七
九 年		二二八,七二〇 (一九七,九二〇)	二八九,六七一 (二二,二八一)	(-)	三三、九三九
		二二〇,八二二 (六六,八二三)	二二二,四三三 (二五,四三三)	(-)	一一、六一一

一〇年	セイロン	二七五、六三七 (八五、一八〇)	三〇五、六四六 (二五九、〇三六)	(-)	二〇、九一一
一一年	セイロン	二五九、一〇八 (一三三、八四〇)	三七二、〇〇九 (一一六、二二三)	(-)	一〇一、六八四
一二年	セイロン	二九三、三六七 (一八六、五六六)	四四九、四八六 (三六三、六四五)	(-)	一七一、五四〇
一三年	セイロン	一八八、〇四〇 (一四六、二〇〇)	一七二、三三〇 (一一三、三三〇)	(+)	二八、一三三
一四年	セイロン	二一〇、九五五 (一四、五四四)	一八二、二六三 (一四、二九四)	(+)	三九、〇四二
		二九三、三六七 (六九、三五五)	二二〇、九九七 (二〇、九九七)	(+)	三九、〇四二

又英本國品は協定前には日本品との競争到底勝目なく昭和五年四月以來所謂特惠關稅なるものが設けられ英國品に従價一割五分、日本品従價二割に引上げられ、爾來兩國製品に對する關稅の差異は漸次強化せられ、昭和七年八月には英國品の従價二割五分に對し日本品は従價五割に引上げられ、更に昭和八年六月には日本品に對してのみ従價七割五分に引上げたるにより昭和七―八年には日英輸入額略拮衡したるものが、昭和八―九年には日本よりの輸入三億四千萬碼に對し、英國よりの輸入四億千四百萬碼となり、更に協定第一年たる昭和九―十年度に於て英本國よりの輸入額五億五千二百萬碼に對し日本の輸入額三億七千四百萬碼となり、兩者の開きは一層甚しくなつた。尤も第二年度たる昭和十―十一年には英國よりの輸入額四億三千九百萬碼に對し日本よりの輸入額四億九千六百萬碼となり英國を凌駕し、更に協定の終期たる昭和十一年―十二年度に於ても日本より印度への輸入四億八千二百萬碼に對し、英國よりの輸入四億千六百萬碼を示すに至つた。印度が昭和十一年六月に至り英國品に對する關稅特惠の程度を更に引上

げ、従價二割五分なりしものを二割に引下ぐるに至つたのも是等の事情によるものと見える。尤も上記昭和十一年に於ける日英兩國より印度への綿布輸入額を協定前の昭和八、九、十年に於ける輸入額と比較するに、日本は九千七百萬碼減、英本國は一億八千百萬碼減であるから、結局は兩國品共印度土産品に益々押され氣味に在るものと言はざるを得ないのである。尙次に参考の爲め昭和九年日印條約前後印度に於ける綿布輸入額の國別統計の詳細を示せば次の如くである。

第四十表 印度に於ける國別綿布輸入額表 (數量單位は千碼、括弧内は金額を示す單位千留比)

年次	品名	英國	日本	其他	計
一九三二年—一九三三年 (昭和七年—八年)	生無地及び縁付無地	一一一,〇七四	二四三,九四九	〇,二〇四	三五六,〇二〇
	晒綿布	一一七,六〇〇	三三三,九〇〇	〇,二〇四	(五〇〇,七〇〇)
一九三三年—一九三四年 (昭和八年—九年)	生無地及び縁付無地	一一九,一〇〇	二四〇,三二四	〇,二〇四	三五九,六二八
	晒綿布	一一九,一〇〇	二四〇,三二四	〇,二〇四	(三五九,六二八)
一九三四年—一九三五年 (昭和九年—一〇年)	生無地及び縁付無地	一一九,一〇〇	二四〇,三二四	〇,二〇四	三五九,六二八
	晒綿布	一一九,一〇〇	二四〇,三二四	〇,二〇四	(三五九,六二八)
一九三五年—一九三六年 (昭和一〇年—一一)	生無地及び縁付無地	一一九,一〇〇	二四〇,三二四	〇,二〇四	三五九,六二八
	晒綿布	一一九,一〇〇	二四〇,三二四	〇,二〇四	(三五九,六二八)
一九三六年—一九三七年 (昭和一一—一二)	生無地及び縁付無地	一一九,一〇〇	二四〇,三二四	〇,二〇四	三五九,六二八
	晒綿布	一一九,一〇〇	二四〇,三二四	〇,二〇四	(三五九,六二八)

年次	品名	英國	日本	其他	計
一九三六年—一九三七年 (昭和一一—一二)	生無地及び縁付無地	一一九,一〇〇	二四〇,三二四	〇,二〇四	三五九,六二八
	晒綿布	一一九,一〇〇	二四〇,三二四	〇,二〇四	(三五九,六二八)
一九三五年—一九三六年 (昭和一〇年—一一)	生無地及び縁付無地	一一九,一〇〇	二四〇,三二四	〇,二〇四	三五九,六二八
	晒綿布	一一九,一〇〇	二四〇,三二四	〇,二〇四	(三五九,六二八)
一九三四年—一九三五年 (昭和九年—一〇)	生無地及び縁付無地	一一九,一〇〇	二四〇,三二四	〇,二〇四	三五九,六二八
	晒綿布	一一九,一〇〇	二四〇,三二四	〇,二〇四	(三五九,六二八)
一九三三年—一九三四年 (昭和八年—九年)	生無地及び縁付無地	一一九,一〇〇	二四〇,三二四	〇,二〇四	三五九,六二八
	晒綿布	一一九,一〇〇	二四〇,三二四	〇,二〇四	(三五九,六二八)
一九三二年—一九三三年 (昭和七年—八年)	生無地及び縁付無地	一一九,一〇〇	二四〇,三二四	〇,二〇四	三五九,六二八
	晒綿布	一一九,一〇〇	二四〇,三二四	〇,二〇四	(三五九,六二八)

		一九三七年—一九三八年 〔昭和二年—三年〕	一九三八年—一九三九年 〔昭和三年—四年〕
生無地		九,一〇八	八四,二八〇
縁付無地		(一,五八一)	(一,四八〇)
晒綿布		(一四,八三七)	(一四,六四二)
捺染綿布		(二八,六七二)	(六四,八八九)
反染及絲染綿布		(二八,二二八)	(九八,八二五)
合 計		(四七,八八六)	(一〇二,三九六)
生無地		(一〇,七三三)	(一五,三六六)
縁付無地		六六,〇七〇	(一九,八三八)
晒綿布		(二〇,八三九)	(六,一八八)
捺染綿布		(六四,六六四)	(三〇六,〇四五)
反染及絲染綿布		(二六七,四〇七)	(四六,四四九)
合 計		(一,二九六)	(一七二,一八二)
縁付無地		(一三,八二五)	(五五,〇四五)
晒綿布		(四,二〇四)	(六,三〇四)
捺染綿布		(一〇,二三二)	(六九,八八七)
反染及絲染綿布		(二,一九二)	(九,一四五)
合 計		(三四,八四九)	(八九,九三三)
縁付無地		(八,〇〇〇)	(一,四二六)
晒綿布		(三八,一三一)	(三七,七六一)
捺染綿布		(一,五六九)	(五,六三三)
反染及絲染綿布		(二〇五,五三五)	(四二四,八〇八)
合 計		(四六,二六一)	(五一,三三九)
生無地		(一,二九六)	(一八八,三二)
縁付無地		(一三,八二五)	(五五,〇四五)
晒綿布		(四,二〇四)	(六,三〇四)
捺染綿布		(一〇,二三二)	(六九,八八七)
反染及絲染綿布		(二,一九二)	(九,一四五)
合 計		(三四,八四九)	(八九,九三三)
縁付無地		(八,〇〇〇)	(一,四二六)
晒綿布		(三八,一三一)	(三七,七六一)
捺染綿布		(一,五六九)	(五,六三三)
反染及絲染綿布		(二〇五,五三五)	(四二四,八〇八)
合 計		(四六,二六一)	(五一,三三九)

以上統計を仔細に検査すれば晒、捺染等に於て如何に協定の爲め英國品が保護せられ居り、之れが爲め數量に於ては兎に角綿布の全輸入金額に於ては依然として日本を凌駕し居ることが分かる。斯かる情勢下に日印再會商は行はれたるものであるから、日本としては新協定に於ては、(一)舊綿布協定に於ける品種別を撤廢すると迄行かずとするも、日本が印度産綿布に對し勝味ある品種即ち白地及び色物に對する割當率を増加すること、(二)右割當率を増加するを得ざる場合には、生無地等より白地等への融通率を増加すること、(三)昭和十一年六月英國品に對する特惠稅率を從價二割五分より二割に減じたるに付き、本邦産綿布に對する從價五割を幾分減少すること、少くとも生無地に對する甚だ高率となる從量稅を廢止又は輕減すること、(四)出來得べくんば四億ヤードの最高限を除去せしむること、(五)以上の要求を貫徹する爲め必要ならば、棉花購入の最高限たる百五十萬俵を引上げるも差支へなきこと等であつた。尙理想的に云へば、此の外人絹、陶磁器等に對する關稅の輕減及び沿岸貿易問題をも提議すべきであり、又其の對價としては印度銑鐵等の本邦に於ける待遇確保等をも交渉すべきであつた。併し、政府としては交渉を容易にする爲め前記綿布協定の改善及び本條約の復活の希望に止めた。之れに對し印度側の要求は新協定に於て(一)基礎割當數量の棉花百萬俵に對する綿布輸入量三億二千五百萬碼を二億七千五百萬碼に減少したい。(二)従つて棉花最大限輸出量百五十萬俵に對する綿布輸入最大量は三億五千萬碼に限局する、(三)昭和十二年四月一日以後ビルマは行政區劃として印度より分離するに至つた爲め、ビルマに對する分は別の協定と爲し、右別個の協定に於いてビルマへの日本綿布輸入額を昭和九年乃至十年度に於ける輸入額即ち四千百九十五萬碼に限定し日本は右對價としてビルマ棉花の一定量を買付くること等であつた。

斯くの如く兩國側の主張の懸隔は甚だしきものがあつたから、容易に交渉進捗せざりしが、漸次條約の失効期近づくと共に、兩國代表者とも其の無條約關係が兩國通商關係に及ぼすことあるべき惡影響、殊に一旦無條約となる場合には既に日本に於ては加奈陀又は濠洲に對し敢行せる昭和九年四月公布の通商擁護法を印度産貨物に對しても發動する

に至るやの虞もありたるに付相互に自己の主張を極度に限局するに至り、先づ同年三月一日兩國代表の間に日本ビルマ間に關する協定の成立するに至つた。其の内容に付ては同三月二十五日附を以て外務省より公表せられたが、(一)本邦はビルマの棉花輸出可能量の六割五分但し七萬俵以下の買付を爲すべく、ビルマは之れが對償として日本綿布四千二百萬ヤードの輸入を許すべきこと、(二)右綿布の輸入割合は生地一割五分、晒一割、捺染四割五分其の他色物三割とすること、(三)捺染物の受くべき割當融通量は五分其の他は二割とすること、(四)フェニツは右割當量以外とし(四ヤード以下短尺物に限りフェニツと認む)年額百五十萬ヤードに限り輸入を許することなどであつた。

續いて昭和十二年四月十二日印度に關する新綿布協定成立するに至つたが其の内容は

- (一) 基礎數量としては棉花百萬俵に付き綿布輸入量二億八千三百萬ヤードとすること。即ち舊協定よりも五千二百萬ヤード丈け少きも買付棉花百萬俵の最高限は之れを維持し、之れに對應する日本綿布輸入量最高限は一ヶ年三億五千八百萬ヤードとする。即ち之れにビルマ協定に依る四千二百萬ヤードを加算すれば舊協定の如く四億ヤードとなること。

- (二) 此の外フェニツの輸入年額は、百九十五萬ヤードに限り許容せられ、其の關稅は三割五分に協定すること。

- (三) 品種別は生無地四割、即ち舊協定よりも五分減、緣付一割三分即ち舊協定と同様、晒一割即ち舊協定よりも二分増し、又色物は新協定に於ては捺染と反染及び絲染とに二分し、前者は二割、後者は一割七分とし、兩者を併せたるもの舊協定より三分増しとなること。

- (四) 割當融通量は生無地又は緣付生地に對しては變更なきも晒に對しては現行二割二分に増加し色物に對しては現行一割を一割三分に増加すること。

之れを要するに第二次協定に於ては棉花の義務買入量を七萬俵増加せるに對し、晒及び色物の割當量及融通量に於

て舊協定よりも幾分有利なる結果を見るに至つたのである。即ち印度側に於ても舊協定に満足し居たるに付、我に有利なる少し許りの修正を施したる上舊協定を其の儘存續せしめたるものである。日本側に於ても舊協定を幾分にも改善せしめ得たから、當業者も大體之れに満足した。

蓋し右昭和九年及十二年兩度締結の日印綿布協定の結果は如何なりしと云ふに本邦貿易統計表によるも左表の示すが如く印度への輸出綿布量は「カット」、「クチアール」等條約協定地域外への輸出をも包含する爲め昭和十二年以外に於ては各年とも協定最高限たる四億碼を超過することゝなつた。協定當時當業者は品種別割當量を定め又印度國産との競争激烈なる生地に付特に多き割當量を定めたる爲め到底協定量たる四億碼の輸出は困難なるべしと懸念したるものありしも、右は幸にも杞憂に終つた。之れ本協定の實施を圓滑ならしむる爲め本邦政府に於て特に設立したる對印輸出綿布組合に於て印度向け輸出綿布に對し嚴重適切なる統制を加へ晒、色物等印度市場に於て英國品又は印度品との競争上我に有利なる品種に付ては輸出業者に對し過去に於ける實績を参照する外、入札等の方法により特に高率なる輸出統制手数料を徴し、右より得たる収入は印度産品との競争上困難を極むる生地の輸出又は印度よりする條約協定量の棉花の購入を容易ならしむる爲め當業者に對し種々の獎勵方法を講じたるが爲めである。従て印度より條約協定量たる百五十萬俵の棉花を購入することも差したる困難なく、殆ど毎年右協定量以上の輸入を見ることゝなつた。斯くて第一次、第二次の日印綿布協定は圓滿なる遂行を見るに至りたるが、右により印度は毎年日本に對し多額の輸出超過を確保するを得た。(昭和五年乃至七年三ヶ年平均印度棉花一俵單價八六圓一九即ち百五十萬俵に付一二九、二八五千圓に對し印度への輸出綿布一碼平均單價〇圓〇一三九即ち四億碼に付五五、六〇〇千圓とす)之に反し日本としては前記綿布の輸出货量に最高限ある爲め印度以外他の市場へ綿布其の他の輸出を増加し印度との間に生ずる輸入超過を決済せざるべからざる次第である。然るに第一日印協定締結後に於て實行せられた英帝國各方面に於ける

る本邦産品に對する輸入制限禁止は米國及支那に於て新たに加重せられた各種の本邦産品に對する排撃と相俟つて、本邦を經濟的窮境に陥れた。尙對印輸出組合に於て第一次、第二次協定期間中に蓄積せられた統制手數料額は數千萬圓の多額に達したるが、愈々昭和十六年七月二十六日第二次日印協定期間後之が解散を見たる際其の一部は組合員に割當還付することとし、他の一部は之を日本貿易振興協會の設立基金等貿易振興上必要なる經費に充當することとした。

第四十一表 日印條約締結後に於ける對印日本綿布輸出額表 (單位百萬碼)

昭和八年	輸出總額		
	生地	晒	其他
四五一	一九五	二四〇七	三一九
四一〇	(四三%)	(二四%)	(三三%)
(一九三四年)	(五三%)	(二四%)	(二二%)
(協定輸出量)	(二二%)	(八%)	(三三%)
五五七	(四〇〇%)	(三三%)	(二七%)
一〇年	(二〇〇%)	(八%)	(三三%)
四八〇	(五六%)	(二%)	(三三%)
一一一年	(五七%)	(一%)	(三三%)
三三一	(三三%)	(一%)	(三三%)
(一九三七年)	(三三%)	(一%)	(三三%)
(協定輸出量)	(一〇〇%)	(一%)	(三三%)
一三年	(四七〇)	(二七四)	(八二)
	(五〇三)	(二七四)	(八二)

備考 昭和九年以前は「セイロン」綿布を包含す。

昭和十三年以降は緬甸を包含せず、但し括弧内は緬甸を包含するものとす。

一四年	(四七七)	(三〇一)	(五五)	(一一一)
	(五一七)	(五〇一)	(六一)	(一一一)

第四十二表 日印重要貿易品輸出入額比較表

備考 單位千圓、大藏省貿易統計による。綿織物輸出額左側括弧内は數量(單位百萬碼)を示す。本統計には緬甸を印度の中に包含す。

第一 重要輸出品

樟腦	大正二年	昭和四年	昭和七年	昭和九年	昭和十二年	昭和十四年
綿織	一、七四八	九七三	一、二二八	一、四四七	一、九三三	
紡績絹織	(一三、四四八)	(一四、三四三)	(一、一一二)	(一九、八四六)	(二八、九五九)	
毛織	三三二	三〇六	四、六〇七	七、三七二	五、四六三	
人造絹織	三三九	二、六七三	四、三一四	四、一二四	五、三七七	
絹織物	一〇九、一三八	八〇、六五四	六六、八一五	六三、〇四〇	六九、三五五	
絹織物	(五八)	(六四五)	(二七八)	(三三二)	(五一七)	
絹織物	三七六	五九一	八、二一九	九、八八四	二、五一二	
絹織物	二四、七一一	三三、九五七	四二、五〇九	四六、三〇四	二八、二四一	
絹織物	六三六	三六三	一、三七〇	八六八	七四四	
メリヤス製品	一、〇三三	八七七	一、一〇一	五八六	三三三	
靴	九、九二九	六、六九九	六、六八六	四、五六〇	一、七三二	
靴	一、〇一五	一、〇二一	一、四六六	二、一三二	六三五	
靴	一、四〇八	三、五二六	二、四七三	七九七	一一七	

品名	昭和四年	昭和七年	昭和九年	昭和十二年	昭和十四年
身邊細貨類	三、〇五四	二、〇四三	二、六二六	四、〇四八	二、五六六
着物	二六七	四二	一、一五〇	五三〇	一八一
帽子及帽體	六二九	一、三〇七	一、五八七	一、七三六	六四三
鈕釦	五七三	六三四	一、三〇三	一、四三二	八二五
陶磁器	二、五五九	三、四六三	三、二〇六	四、二四〇	二、五五三
硝子及同製品	四、〇八六	四、一〇六	五、五六四	七、二一五	四、九九一
銅	五八八	一、二九五	二、九九四	一、八三七	一、三三四
眞鍮	二、五一六	二、九九〇	四、五五六	一、三六五	三、〇二
鐵製品	二、三〇四	三、三三二	三、一三五	六、二二一	三、五八五
ゴム・タイヤ	四	三、三二	三、七二五	一、〇九九	一、一七二
機械及部分品	五八二	九〇〇	二、二六九	六、四四三	三、三〇五
木	三、三三〇	一、五三〇	一、〇三三	一、五三三	一、三八二
ランプ及部分品	五六〇	一、二三四	一、二九三	一、五八四	八六四
玩具	一、四一三	三、八三九	三、〇六一	二、七八七	一、四〇二
紙	八八二	八四二	一、六一七	一、六一三	一、三三三
紙メソト	四二九	一、三〇七	四一九	一八四	五四
輸出總額	一九七、六四三	一九二、〇六七	二三八、〇七一	二九九、三六七	二二二、五五〇

第二 重要輸入品

品名	昭和四年	昭和七年	昭和九年	昭和十二年	昭和十四年
米	三	二八三 (四七)	三三〇 (五〇)	六八	一一四 (一九)

備考 輸入金額の左側括弧内は數量とし其の單位は棉花は千俵(一俵は三百斤又は四〇〇封度)、米は千擔、銑鐵は英噸

品名	昭和四年	昭和七年	昭和九年	昭和十二年	昭和十四年
豆類	二、四五五	一、三〇一	一、三七二	三、二三四	一〇五
採油原料	二、九八八	七八一	七八	二、四五九	一、二五六
皮革類	七五	九七	二、三三三	二、三三三	九〇
革類	二、五四二	一、四八四	二、七六二	三、四三六	一三六
生ゴム	八、七九二	三六五	四七九	三、四三三	一三六
セルラック	二、四二二	九九二	三、二八二	二、八六七	八〇四
棉花	二、三二一、一〇八 (一、七二七)	九一、七四七 (九一三)	二、五二、四三五 (一、九〇九)	三、六三、六三五 (一、三三九)	二、二〇、九九七 (一、一三〇)
植物纖維(其他)	四、八四八	三、五八三	八、三四四	一、二二三	五、七六六
羊毛	一	一、一〇七	一、三〇〇	二	一
鑛石類	一六、九五〇 (四〇六)	三、〇二八 (一一六)	七、二九二 (一九九)	一、六五四	一
銑鐵	一、〇二六	一、八六七	三、〇四九	一、九四三	一
鉛	三、一〇九	二、〇四九	一、〇三〇	一、九四三	一
油	二八八、〇六九	一、一六、八六五	三〇五、二二一	四四九、四八六	一九七、三二七
輸出總額	二八八、〇六九	一、一六、八六五	三〇五、二二一	四四九、四八六	一九七、三二七

第六節 加奈陀との條約交渉

第一款 加奈陀貿易制度及一般貿易狀況

加奈陀は廣袤の大なることに於て「ソ」聯、支那に次ぎ九百五十六萬九千平方料に上り、ブラジル、北米合衆國、濠洲、印度の夫れを凌ぐ大國なるも、其の人口は一千三百萬人(一九三二年調査)に過ぎない。併し其の出生死亡差